

令和7年第1回

太子町議会定例会会議録

開会 令和7年2月28日

閉会 令和7年3月21日

太子町議会

令和7年 第1回太子町議会定例会会議録目次

第1日（2月28日）

開会宣告	4
議席の指定	9
会議録署名議員の指名	9
会期決定の件	9
諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、 大阪南消防組合議会、各種行政委員の選出）	10
選任第1号 議会運営委員会委員の選任	15
選任第2号 常任委員会委員の選任	15
選任第3号 特別委員会委員の選任	16
報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出 議案）	16
報告第2号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の 件（町長提出議案）	17
議案第1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件（町長提 出議案）	18
議案第2号 太子町職員の育児休業等に関する条例等中改正の件（町長提 出議案）	19
議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の 件（町長提出議案）	19
議案第4号 太子町職員の旅費に関する条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第5号 太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件（町長提出議 案）	19
議案第6号 太子町国民健康保険条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第7号 太子町下水道条例中改正の件（町長提出議案）	19
議案第8号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 中改正の件（町長提出議案）	19
議案第9号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）（町長提出議	

	案) ……………	22
議案第10号	令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (町長提出議案) ……………	22
議案第11号	令和7年度太子町一般会計予算(町長提出議案) ……………	23
議案第12号	令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算(町長提出議 案) ……………	23
議案第13号	令和7年度太子町山田財産区特別会計予算(町長提出議案) ……	23
議案第14号	令和7年度太子町春日財産区特別会計予算(町長提出議案) ……	23
議案第15号	令和7年度太子町介護保険特別会計予算(町長提出議案) ……	23
議案第16号	令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算(町長提出議 案) ……………	23
議案第17号	令和7年度太子町下水道事業会計予算(町長提出議案) ……	23
議案第18号	山田財産区管理委員の選任について同意を求める件(町長提 出議案) ……………	27
散 会	……………	28

第2日(3月19日)

開 議	……………	31
一般質問	……………	31
議案第19号	令和7年度太子町一般会計補正予算(第1号)(町長提出議 案) ……………	78
散 会	……………	79

第3日(3月21日)

開 議	……………	84
議案第1号	太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件(福祉文 教常任委員長報告) ……………	84
議案第2号	太子町職員の育児休業等に関する条例等中改正の件(総務ま ちづくり常任委員長報告) ……………	84
議案第3号	会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の	

	件（総務まちづくり常任委員長報告）……………	84
議案第4号	太子町職員の旅費に関する条例中改正の件（総務まちづくり 常任委員長報告）……………	84
議案第5号	太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件（総務まちづ くり常任委員長報告）……………	84
議案第6号	太子町国民健康保険条例中改正の件（福祉文教常任委員長報 告）……………	84
議案第7号	太子町下水道条例中改正の件（総務まちづくり常任委員長報 告）……………	84
議案第8号	太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 中改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）……………	84
議案第9号	令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）（予算常任委 員長報告）……………	84
議案第10号	令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） （福祉文教常任委員長報告）……………	84
議案第11号	令和7年度太子町一般会計予算に対する修正動議……………	84
議案第11号	令和7年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）……………	84
議案第12号	令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任 委員長報告）……………	84
議案第13号	令和7年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり 常任委員長報告）……………	84
議案第14号	令和7年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり 常任委員長報告）……………	84
議案第15号	令和7年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員 長報告）……………	84
議案第16号	令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常 任委員長報告）……………	84
議案第17号	令和7年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任 委員長報告）……………	84
議案第19号	令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）（予算常任委	

員長報告)	84
議員提出議案第1号 再審法改正を求める意見書(議員提出議案)	110
議員提出議案第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書(議員提出議案)	113
議員提出議案第3号 高額療養費制度の負担引き上げの見直しを求める意見書(案) (議員提出議案)	114
請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める請願	116
閉会中の継続審査の申し出について	119
閉 会	120

【第 1 日】

令和7年 第1回太子町議会定例会会議録

令和7年2月28日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	村井浩二君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	森田忠彦君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	自治防災課長	辻中一嘉君
副町長	村岡篤君	税務課長	田中信幸君
教育長	中道雅夫君	住民人権課長	小南紀子君
政策総務部長	小角孝彦君	地域整備課長	小濱健一君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	観光産業課長	木下明紀君
健康福祉部長	木村厚江君	環境農林課長	川久保みのり君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	子育て支援課長	胡麻千代君
教育次長	東條信也君	福祉介護課長	辻本知也君
秘書政策課長	小南考弘君	いきいき健康課長	田村尚子君
企画担当課長	杉山裕二君	保険医療課長	辻野剛宏君
総務財政課長	岡本啓子君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
会計管理者 兼会計課長	小路展裕君	生涯学習課長	松岡健一君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	木下雄平
------	-----	----	------

◎議事日程第1号

- 日程第1 議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期決定の件
- 日程第4 諸般の報告（監査、南河内環境事業組合議会、大阪広域水道企業団議会、大阪南消防組合議会、各種行政委員の選出）
- 日程第5 選任第1号 議会運営委員会委員の選任
- 日程第6 選任第2号 常任委員会委員の選任
- 日程第7 選任第3号 特別委員会委員の選任
- 日程第8 報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第9 報告第2号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の件（町長提出議案）
- 日程第10 議案第1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件（町長提出議案）
- 日程第11 議案第2号 太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件（町長提出議案）
- 日程第12 議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件（町長提出議案）
- 日程第13 議案第4号 太子町職員の旅費に関する条例改正の件（町長提出議案）
- 日程第14 議案第5号 太子町職員の退職手当に関する条例改正の件（町長提出議案）
- 日程第15 議案第6号 太子町国民健康保険条例改正の件（町長提出議案）
- 日程第16 議案第7号 太子町下水道条例改正の件（町長提出議案）
- 日程第17 議案第8号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例改正の件（町長提出議案）
- 日程第18 議案第9号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）（町長提出議案）
- 日程第19 議案第10号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（町長提出議案）

- 日程第20 議案第11号 令和7年度太子町一般会計予算（町長提出議案）
- 日程第21 議案第12号 令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第22 議案第13号 令和7年度太子町山田財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第23 議案第14号 令和7年度太子町春日財産区特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第24 議案第15号 令和7年度太子町介護保険特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第25 議案第16号 令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（町長提出議案）
- 日程第26 議案第17号 令和7年度太子町下水道事業会計予算（町長提出議案）
- 日程第27 議案第18号 山田財産区管理委員の選任について同意を求める件（町長提出議案）

○議長（森田忠彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会が招集されました。

皆様におかれましてはお忙しいところをご出席いただき、誠にありがとうございます。

令和6年12月27日に岡野議員が、辻本馨氏の議員辞職に伴い、繰上げ補充となりましたので、ご報告いたします。

また、本会議並びに常任委員会において、オンライン配信が開始されております。会議に参加される方におかれましては、マイクの操作管理を徹底するとともに、様々な方が見られているという意識を持って会議に臨んでいただきますようお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、町長より挨拶を受けます。

町長。

○町長（田中祐二君） 皆さん、おはようございます。

本日、定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。令和7年第1回定例会の開会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

立春を過ぎ、朝夕はまだ寒く感じますが、日増しに暖くなる日差しに春の訪れを感じる季節となってきたところでございます。

さて、本定例会へ提出いたします案件でございますが、報告案といたしまして、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件他1件、事件案といたしまして、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件の1件、条例案といたしまして、太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件他6件、予算案としまして、令和6年度補正予算で、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）他1件、令和7年度当初予算で、令和7年度太子町一般会計予算他6件、人事案といたしまして、山田財産区管理委員の選任について同意を求める件の1件。以上、合わせまして20件のご審議をお願いするものでございます。

なお、施政方針につきましては後ほど発表させていただきたいと存じます。また、各議案の内容につきましても改めてご説明をさせていただきますので、何とぞよろしくご審議いただき、ご議決、ご同意賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

（開会 午前 9時30分）

○議長（森田忠彦君） 本日は全員出席されておりますので、本会は成立いたしました。

これより令和7年第1回太子町議会定例会を開会いたします。

議事に入る前に、町長より令和7年度施政方針について発言の許可を求められておりますので、これを許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和7年第1回太子町議会定例会の開会にあたり、令和7年度当初予算並びに諸案件のご審議をお願いするにつき、町政に取り組む所信の一端を申し述べ、議員並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

さて、約3年前から続くロシアのウクライナ侵攻に端を発した原油価格や物価の高騰などは収まる気配を見せず、住民の暮らしのみならず社会、経済など多方面に甚大な影響を及ぼしています。また、近年では能登半島地震や豪雨災害など大規模な自然災害が頻発しており、その被害も激甚化していることから、平時からの防災・減災対策、危機管理体制の強化などについて改めて思いを強くしているところでございます。

国の令和7年度予算におきましては、賃上げと投資が牽引する成長型経済へ移行するための予算とされています。更に、大阪府におきましては、令和7年度は万博の成功、万博のレガシーを受け継いだ大阪の持続的な成長、発展、子どもたちが自らの可能性を追求できる社会の実現、誰もが安心して暮らすことのできる環境づくりの4つの柱ごとに重点的に取り組む分野を設定し、政策創造を図るとされています。

本町では、総合計画に掲げる将来像の実現並びに5つの基本目標の達成に向け、国の施策や大阪府及び関係市町村との連携を図りながら、更なる行財政改革に取り組んでいきたいと考えております。更に、令和5年度に設置しました南河内地域2町1村未来協議会においても、引き続き、共同で行財政改革や公民連携、更なる広域連携に取り組むとともに、選択肢の1つとして、合併についても検討を深め、基礎自治機能の充実強化に取り組んでいきたいと考えております。また、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組やDXの更なる推進など未来への投資を進め、間もなく開幕する2025大阪・関西万博を好機とした本町の魅力やポテンシャルを活かしたまちづくりを推進していくとともに、万博閉幕後の南河内における自動運転バス実証運行につきましても、大阪府と連携しながら、住民の皆様に向けて、随時、広報たいしを使った周知等、町としての役割を果たしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本町の令和7年度当初予算案につきましては、令和6年度に引き続き、財政収支改善

に向けた歳出の削減を図るとともに、第5次総合計画に掲げる基本計画に即し、事業の優先度や必要性、また効率性などを十分精査した上で予算編成を行ったところでございます。各会計の令和7年度当初予算は、一般会計では70億9千732万8千円、特別会計と下水道企業会計の合計では35億9千677万7千円となり、全会計総計では106億9千410万5千円でございます。

なお、当初予算案につきましては提案理由の中でご説明いたしますが、ここでは、主な施策を第5次総合計画の柱に沿ってご説明させていただきます。

まず、こころ健やかで、元気に暮らせるまちづくりについてです。

母子保健の充実に関する取組につきましては、新たに5歳児健診が開始となり、出産後から就学前までの切れ目のない、更なる健康診査実施体制の整備を進めてまいります。

次に、子育て家庭の支援として、就労等の理由から保育ができない保護者に代わって看護師等が病気の保育園児等の保育を行う病児保育事業を近隣自治体と連携して実施するなど、安心して子育てができる環境を整備してまいります。更に、全ての子どもとその家庭及び妊婦等を対象に、実情の把握や情報提供、子どもや母子保健に関する相談全般、支援を要する子どもとその保護者へのサポートプランの作成など必要な支援へつなぎ、18歳まで見守るマネジメント機能と、子ども・子育て支援に必要な地域資源の開発を担う子ども家庭センターの立ち上げを行ってまいります。

また、高齢者福祉の充実として、加齢等による聴力低下により日常生活に支障のある65歳以上の方に対して補聴器の購入費用の一部を助成する、非課税世帯を対象とした高齢者補聴器購入費助成事業を実施し、社会参加や地域交流を促すことで認知症やフレイルの予防につなげてまいります。

続きまして、支え合い、安心して暮らせるまちづくりについてです。

安心・安全の確保に関する取組につきましては、指定避難所である小中学校の体育館への空調設備の整備を進め、避難者の安全な空間の確保に努めてまいります。また、特殊詐欺による高齢者の被害を防止するため、特殊詐欺対策機器として、自動通話録音機を高齢者に貸与する防犯対策事業を実施してまいります。

景観の向上と住環境の整備につきましては、近年、増加傾向にある空き家等の解消と、新たに空き家を発生させない取組として、空家バンクを活用した流通促進を進めるとともに、危険な空き家の除去に対する補助や空き家の利活用に要する費用の助成などに引き続き取り組んでまいります。

次に、暮らしの利便性の取組につきましては、令和5年12月に金剛自動車株式会社がバス事業を廃止し、それに代わる新たな公共交通の運行が開始され、1年が過ぎましたが、現在の形を少しでも向上していく必要があると考えており、引き続き、持続可能な地域公共交通に向けて、現在の取組のアップデートを目指して進んでまいります。

続きまして、活力と魅力にあふれる個性豊かなまちづくりについてです。

農業の振興に関する取組といたしましては、まず、令和5年度より取り組んでおります、将来の地域農業の未来を守る設計図である地域計画については、今年度末をもって聖和台地区を除く太子町全域で策定できる見込みとなり、今後、集約化による遊休農地の解消、及び49歳以下の新規就農者への就農準備等の資金に対する補助など、次世代を担う農業者の育成支援を行い、将来の太子町の農業を守るべく、取組を進めてまいります。更に、良好な景観の保全と農業振興を図り、農空間が持つ多面的機能を保全する取組として、農業者と地域住民が共同で行う農地、水路及び農道等の地域資源の資質向上を図る活動に対する支援についても引き続き行ってまいります。

次に、観光振興に関する取組といたしましては、本年4月より2025大阪・関西万博が開幕しますが、これを好機として、大阪ウイークをはじめとした本町が取り組むイベントを通じ、観光資源のブラッシュアップと魅力発信を行うための事業企画を実施してまいります。更に、企業誘致の取組として、令和4年度に設定した産業の振興を図る必要がある地域における工場等の立地を目的とする開発行為等の取扱い提案基準26-2につきましては、大阪府及び富田林商工会などへの周知を進めた結果、新たな企業による工場建設に向けた協議が進められております。今後も引き続き、インフラ整備等環境整備を推進し、企業誘致に取り組んでまいります。

続きまして、豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくりについてです。

子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、育ち盛りの食育を支え、活気あふれる子育てしやすいまちを実現するため、ふるさと太子応援基金寄付金を活用した町立学校園での給食費の無償化を継続してまいります。

次に、地域とともに育む学校教育の充実に向けた取組として、非認知能力というキーワードで連続的に結びつけた幼小中一貫教育を更に進めるとともに、非認知能力の育成を町全体で支援するため、保護者や地域の各種団体等をはじめ、子育てに関係する全ての方を対象とした講演会や研修会、ワークショップの開催などを行う子どもの学びと成長応援総合事業を実施してまいります。

また、歴史文化の保存と活用の取組については、引き続き、国指定史跡二子塚古墳の保存整備事業を進めるとともに、叡福寺前の国登録有形文化財、山本家住宅等の古民家の有効活用に係るポテンシャル調査に取り組んでまいります。

最後に、みんなで歩む協働のまちづくりについてです。

少子高齢化が進展し、急激な人口変動の中で、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供するため、引き続き、第5次総合計画における後期基本計画をはじめとする各種計画を確実に進めるとともに、不断の行財政改革、民間企業や大学等との公民連携及び広域行政を推進し、基礎自治機能の充実強化に取り組んでまいります。

効率的、効果的な行政経営の取組につきましては、DXの推進、マイナンバーカードを活用した住民票の写しや印鑑登録証明書のコンビニ交付のほか、窓口手続きに関する電子申請ツールの導入など、行政手続きのデジタル化に加え、スマホアプリLINEを活用したプッシュ型のメッセージ配信など、住民サービスの利便性の向上と併せて業務の効率化及び経費削減にも取り組んでまいります。

また、公民連携の取組につきましては、既に協定を締結している企業や大学、更には、今年度、協定を締結したVチューバーと連携した取組を更に充実させつつ、今後も様々なステークホルダーと知恵を出し合い、協力し合いながら社会課題の解決に向けて取り組むとともに、新たな関係交流人口の創出にも取り組んでまいります。

また、ふるさと納税に関する取組におきましても、ふるさと納税型クラウドファンディングプロジェクトなどを積極的に取り入れながら、新たな返礼品の企画開発やPRを更に強化し、自主財源の確保に努めてまいります。

更に、住民主体のまちづくりの取組につきましては、太子TVや公式Instagramにおける住民目線による本町の魅力発信の取組を更に充実させるとともに、タウンミーティングや町長直通便により、引き続き、広く住民の声を聞きながら町政運営を進めてまいります。

以上、今議会に提案しております予算案を中心に、今後、取り組む新たな施策、事業についてご説明申し上げます。

最後になりますが、2025大阪・関西万博は開幕まで1か月半に迫りました。このインパクトを最大限に活かし、基礎自治体としての取組をしっかりと進めながら、私のスローガンである「笑顔あふれる太子町に」を実現するために、今後の成長と飛躍に向けた挑戦を続けてまいる所存ですので、議員並びに住民の皆様には、なお一層のご理解

とご協力、そしてご支援を賜りますよう、心からお願いを申し上げまして、私の令和7年度町政運営に対する施政方針といたします。

○議長（森田忠彦君） それでは、これより会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。

○議長（森田忠彦君） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により、議長により指定いたします。

1番、中村議員、2番、斧田議員、3番、岡野議員、4番、西田議員、5番、辻本議員、6番、松井議員、7番、村井議員、8番、早瀬議員、9番、濱地議員、10番は私、森田でございます。

以上のおり指定いたします。

それでは、議席移動のため、暫時休憩といたします。

（午前 9時51分 休憩）

（午前 9時53分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、早瀬議員、9番、濱地議員を指名いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

今回の定例会につきましては、2月21日に開催されました議会運営委員会でご検討いただいた結果、会期は本日2月28日から3月21日までの22日間で協議がまとまりましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月21日までの22日間で決定いたしました。

なお、定例会の運営予定ですが、配布しておりますとおり、本日は、提出されました全ての議案を上程いたしまして、質疑の後、それぞれの常任委員会へ付託させていただきたいと思っております。ただし、日程第8、報告第1号、日程第9、報告第2号、日程第2

7、議案第18号につきましては、本日、全員審議でお願いいたします。

次に、委員会の日程ですが、4日と11日に総務まちづくり常任委員会を、4日と12日に福祉文教常任委員会を、5日と6日に予算常任委員会をそれぞれ開催していただきます。なお、審議が残りましたら、13日の予備日を充てていただきたいと思います。また、追加議案等がございましたら、13日に議会運営委員会と議員全員協議会を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

19日に一般質問で本会議を再開させていただきますが、この一般質問の通告締切りは4日の正午までとさせていただきます。21日に最終本会議を開催させていただき、それぞれの付託案件について委員長報告を受け、議決を賜る予定でございます。

次に、諸般の報告ですが、本日は、監査の報告、南河内環境事業組合議会の報告、大阪広域水道企業団議会の報告、大阪南消防組合議会の報告、各種行政委員の選出の5件を予定しております。

また、本定例会までに受理されました陳情・要望書等につきましては、議員全員協議会でその取扱いを決めていただき、措置したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第4、諸般の報告を議題といたします。

監査委員より例月出納検査結果報告があり、その写しを配布しておりますので、ご了承をお願いいたします。

次に、南河内環境事業組合議会の報告を求めます。

辻本議員。

○5番（辻本博之君） おはようございます。

令和7年2月12日に開催されました第1回南河内環境事業組合議会定例会の内容につきましてご報告申し上げます。

まず、本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、事前に開催されました委員会の内容として委員の交代や提出議案の取扱いなどについて報告があり、その後、事務局から第1清掃工場基幹的設備改良工事の完了報告や、石川県能登半島地震における災害廃棄物処理の状況、及び令和6年度一般会計補正予算（第3号）などについて説明がありました。

続きまして、開催された本会議におきまして、提出されました次の議案について審議

が行われました。

まず、報告第1号、組合議会議員の異動については、河内長野市から吉竹英行議員、河南町から佐々木希絵議員、太子町から私、辻本が組合議会議員に就任したことについて報告がありました。

次に、承認第1号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和6年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、組合の一般職給料表における給料水準の引上げ及び期末勤勉手当を引き上げる改定について、富田林市に準じ、令和6年12月26日付で専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の所要の措置を行うため、歳入歳出にそれぞれ840万5千円を追加し、総額を54億1千273万9千円とする補正予算について、令和6年12月26日付で専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第1号、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員退職手当法において就業促進手当に関して改正されたことに伴い所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、第1清掃工場基幹的設備改良工事の令和5年度事業継続費を繰越したことによる起債償還及び財源の補正と本事業による他施設処理費等を補正するもので、歳入歳出それぞれに4千678万4千円を追加し、総額を53億6千595万5千円とするもので、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、令和7年度南河内事業組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億9千543万円とするもので、予算の概要として、まず、歳入では、分担金及び負担金が21億5千379万8千円で前年度比229万1千円の減、使用料及び手数料が8千299万3千円、財産収入1千688万円、繰入金2億8千627万6千円、繰越金1億1千500万円、諸収入18万3千円、組合債1億4千300万円でございます。

次に、歳出では、議会費373万5千円、総務費7千836万8千円、衛生費20億4千408万4千円で、うち、ごみ処理費が16億5千105万7千円、し尿処理費が

3億9千302万7千円、公債費は、元金、利子合わせまして6億5千924万3千円、最後に、予備費として1千万円でございます。

本予算案については、審議の結果、原案のとおり可決されました。

最後に、監査報告第1号、例月出納検査の結果報告については、令和6年7月から12月分の検査結果が報告され、特に問題はなかったとのことでした。

以上、簡単ではございますが、令和7年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 次に、大阪広域水道企業団議会の報告を求めます。

斧田議員。

○2番（斧田秀明君） 私のほうから、令和7年2月14日に開催されました令和7年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会の内容についてご報告申し上げます。

本定例会に提出されました案件は、条例案4件、議決案件1件、予算案4件の計9件でございます。

まず冒頭に、大阪広域水道企業団、永藤企業長から企業団運営方針について発言があり、令和7年度における5市水道事業との統合により、給水人口が約110万人とこれまで以上に大きな役割を担うこととなり、将来にわたり安全かつ良質な水道水を安定的に供給するという使命を果たすため、災害に強い水道設備の構築と適正規模への更新、及び府域一水道への推進並びにサービスの向上に取り組み、持続可能な水道の構築と、利用者の信頼が得られる事業運営に努めるということでした。

引き続き、議案の審議が行われました。

まず、条例案として、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、大阪水道企業団水道企業条例等一部改正の件、大阪広域水道企業団水道企業給水条例等一部改正の件、大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等一部改正の件の4件について審議が行われました。

大阪広域水道企業団水道企業条例等の一部改正の件については、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市の水道事業との統合に伴い、企業団の組織の改編、職員定数の増、必要な経過措置など所要の改正を行うもので、審議の結果、全て原案どおり可決されました。

次に、議決案件について、富田林市に係る水道事業に関する事務の委託に関する協議の件について審議が行われ、地方自治法の規定に基づき、富田林市に係る水道事業に関

する事務の一部を統合以降も引き続き河内長野市に委託するため、河内長野市との協議により規約を定めることについて議決を求めるもので、審議の結果、原案のとおり可決されました。

次に、予算案として、令和6年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正の件、令和6年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算の件、令和7年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算の件、令和7年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計予算の件の以上4件の予算案について審議が行われました。

令和7年度大阪広域水道企業団水道事業会計予算について、水道用水供給事業として予算額754億4千900万円、市町村域水道事業として予算額395億3千200万円のそれぞれの内容について説明があり、太子町水道事業における主な事業については、いわき台配水池における電気設備等更新工事及び磯長台における配水管布設替え工事などが予定されているとのことでした。

審議では、予算案に対し、寝屋川市選出の北川議員より予算書の記載内容及び令和7年度事業の概要などについて質疑がありましたが、審議の結果、全て原案のとおり可決されました。

最後に、議員提出第1号議案として、大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例の一部改正について提出されました。内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法等の一部が改正されたことに伴い所要の改正を行うもので、審議の結果、原案どおり可決されました。

以上、簡単ではございますが、令和7年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会のご報告とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 次に、大阪南消防組合議会の報告を求めます。

西田議員。

○4番（西田いく子君） おはようございます。

令和7年第1回大阪南消防組合議会定例会が1月30日に開催され、報告案件2件、人事案件1件、条例改正案件3件、予算案件2件、議員提出案件1件の計9件が提案され、全ての案件が原案どおり全会一致で決しました。つきましては、内容のご報告を申し上げます。

日程第1、議会運営委員会委員長報告については、1月17日と1月30日に開催された同委員会報告で、定例会の運営について等の報告がありました。日程第2で会議録

署名議員が指名され、日程第3で会期が1日間と決定されました。日程第4、報告第1号、専決処分報告、損害賠償の額の決定について、河内長野市選出の丹羽議員から、今後、同様の事例を発生させないようにどのような対策を取るのかとの質疑がありました。

また、日程第5、報告第2号、専決処分報告、職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について報告があり、報告案件2件は全会一致で承認されました。次に、日程第6、議案第1号、消防功労者表彰の推薦について、日程第7、議案第2号、大阪南消防組合手数料条例の一部改正について、日程第8、議案第3号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第4号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明がありました。日程第10、議案第5号、令和6年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第1号）については、羽曳野市選出の笹井議員から、繰越明許となった理由、補正に上がった退職者数6名の退職理由などについての質疑がありました。次に、日程第11、議案第6号、令和7年度大阪南消防組合一般会計について、羽曳野市選出の笹井議員から、保守委託料が増額となった理由、感染症対策に係る衛生設備改修工事の内容などについての質疑がありました。日程第12、議員提出議案第1号、大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、議案提案者の山本議員から説明がありました。

以上、日程第5から日程第11までの7件の案件は全て原案どおり全会一致で可決されました。

次に、日程第13、一般質問について、私、西田が防災対策の強化を求め、構成市町村全体での防災訓練の開催についての考え、また、有事の際に現有の職員数で対応は可能と考えているのか質問したところ、構成市町村全体での防災訓練は、昨年の10月に大規模地震発生を想定して初動体制の確認を目的とした訓練を実施したと。大規模災害が発生した場合には、到底、現有職員の数では限界があることから、大阪府下消防相互応援協定や緊急消防援助隊の受援計画を策定し、消防本部間の水平連携の強化を図るとの答弁でした。

以上、令和7年第1回大阪南消防組合議会定例会の結果についての報告を終わります。

○議長（森田忠彦君） 次に、各種行政委員の選出ですが、別紙、行政委員等選出の一覧表のとおり決定いたしましたので、よろしく願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（森田忠彦君） 日程第5、選任第1号、議会運営委員会委員の選任を議題といたします。

辻本馨氏の議員辞職に伴う委員の選任を行います。

委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により議長が指名することになっておりますので、これより指名いたします。

議会運営委員会委員に中村議員を指名いたします。

ただいまの指名についてご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま、中村議員を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会の正・副委員長を選出をお願いしたいと思います。

（午前10時16分 休憩）

（午前10時17分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

ただいまの休憩中に議会運営委員会の正・副委員長の互選結果の報告が届いておりますので、報告させていただきます。

議会運営委員会の委員長に斧田議員、副委員長に辻本議員でございます。

○議長（森田忠彦君） 日程第6、選任第2号、常任委員会委員の選任を議題といたします。辻本馨氏の議員辞職に伴い、各常任委員会委員は1名欠員となっておりますので、岡野議員を各常任委員会委員として選任いたします。また、予算常任委員長につきましては、この後互選いただきますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。休憩中に予算常任委員会の委員長の選出をお願いいたします。

（午前10時18分 休憩）

（午前10時19分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

ただいまの休憩中に予算常任委員会の委員長の互選結果の報告が届いておりますので、報告させていただきます。

予算常任委員会の委員長に辻本議員でございます。副委員長は変わらず、中村議員となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第7、選任第3号、特別委員会委員の選任を議題といたします。

辻本馨氏の議員辞職に伴い各特別委員会委員は1名欠員となっておりますので、岡野議員を各特別委員会委員として選任いたします。

なお、正・副委員長に変更はございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第8、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件、これを議題といたします。

本件について報告を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） おはようございます。

報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本件につきましては、大阪芸術大学敷地内において発生いたしました本町消防団小型ポンプ積載車による車両事故に伴う和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償額は10万7千800円で、損害賠償の相手方は大阪芸術大学でございます。

この事故は、令和6年12月27日金曜日、午後9時30分頃、本町消防団員が運転する小型ポンプ積載車で大阪芸術大学敷地内のゲートを通過する際にゲートバーに接触し、破損させたものでございます。

この事故に伴います過失割合は町側100%で、相手方との協議が調ったことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、本年2月14日に地方自治法第180条第1項の規定により、町長の専決処分事項の指定に基づく専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により本議会にご報告するものでございます。なお、損害賠償額の全額に損害保険が適用されることとなっております。

以上、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分についてのご報告と内容の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま報告がありました。

報告第1号については、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告でありますので、質疑等は省略させていただきます。よって、報告第1号、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分の件は報告済みといたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第9、報告第2号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の件、これを議題といたします。

本件について、報告及び内容の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 報告第2号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の件について、ご報告並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、物価高騰対策に伴う低所得者世帯への生活支援の給付に要する経費の予算措置を行うものでございます。

それでは、補正予算書の1頁をお願いいたします。

本補正予算は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ5千526万5千円を追加し、総額を71億9千142万1千円とするものでございます。

なお、物価高騰対応重点支援事業に係る経費については、年度内にその支出が終わらない見込みであるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費として措置しております。

続きまして、10頁、11頁をお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額5千526万5千円。事業別区分11、物価高騰対応重点支援事業5千526万5千円の1節報酬132万3千円は会計年度任用職員報酬、3節職員手当等39万2千円は期末手当でございます。10節需用費3万円は消耗品費、11節役務費53万4千円は郵便料36万9千円、口座振替手数料16万5千円でございます。12節委託料198万6千円は電算機器のプログラム変更に係る委託料でございます。次に、18節負担金補助及び交付金5千100万円は低所得者世帯に対する給付金でございます。

続きまして、歳入でございます。8頁、9頁をお願いいたします。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額5千526万5千円、1節総務管理費補助金5千526万5千円は低所得者世帯に対する給付金の事業費及び事務費補助金でございます。本補正予算は早急な対応が必要であることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、本年1月6日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により本議会にご報告申し上げるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま報告及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

報告第2号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

報告第2号を承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第10号）の専決処分の件は報告のとおり承認されました。

○議長（森田忠彦君） 日程第10、議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） おはようございます。

議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

太子町立総合福祉センターの効率的かつ効果的な管理を目的に、平成27年度より社会福祉法人太子町社会福祉協議会を管理者として指定しております。この度、その指定管理期間が本年度末で終了することに伴い、令和7年度以降の指定管理者を新たに指定する必要がありますので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理に係る主な業務内容につきましては、施設管理に加え、センター利用者に対する各種相談事業や、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション事業のほか、社会福祉団体及びボランティア団体等の地域福祉関係者の利用の促進に関することとしております。

選定に当たっては、財務諸表から経営状況の安全性、健全性が良好な状況であるとともに、過去5年間の管理運営実績において、町内全域で地域福祉の向上に寄与する活動を展開していること、また、本町と地域福祉活動の支援に係る連携協定を締結しているなど、社会福祉法人太子町社会福祉協議会が指定管理者として適任であると判断いたしましたので、引き続き、管理者として指定するものでございます。なお、指定管理の期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第11、議案第2号から日程第17、議案第8号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第2号、太子町職員の育児休業等に関する条例等中改正の件について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日に施行されること等を受け、本町の職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例等につきましても、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大や、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備などについて所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の件について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、地方自治法の改正により、令和6年4月1日から会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給が可能となりました。このことから、本町におきましても、会計年度任用職員について令和7年度より勤勉手当を支給するため所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第4号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに鑑み、本町職員の旅費に関する条例につきましても、旅費種目の名称の変更や日当の支給要件の見直しなど所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第5号、太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い国家公務員退職手当法の一部が改正されたことを受け、本町の退職手当に関する条例につきましても、国家公務員に準拠し、関連する失業者の退職手当の規定について所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第6号、太子町国民健康保険条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、国民健康保険法施行令の一部改正などに伴い、本町国民健康保険条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、保険料の賦課限度額につきましては、保険料負担の公平性の確保や中間所得者層の負担を軽減するため大阪府の統一基準に改めるほか、国民健康保険料の政令軽減の所得判定基準の変更、並びに急患等の被保険者に対する保険料の徴収猶予について一部見直しが必要となったことから所要の改正を行うものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 議案第7号、太子町下水道条例中改正の件の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、下水道法施行令の一部が改正され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、本条例について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、除外施設の設置に係る水質基準の項目名について、大腸菌群数から大腸菌数に変更するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第8号、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が非常勤消防団員の処遇改善を図ることを目的に一部改正されることに伴い、本条例について必要な改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、別表（第2条関係）退職報償金支給額表の勤務年数の区分欄に新たに35年以上の欄を加えるものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第2号、太子町職員の育児休業等に関する条例等中改正の件、議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の件、議案第4号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件、議案第5号、太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件、議案第7号、太子町下水道条例中改正の件、及び議案第8号、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件は総務まちづくり常任委員会に付託いたします。

議案第6号、太子町国民健康保険条例中改正の件は福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第18、議案第9号から日程第19、議案第10号まで、これら2件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第9号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第1号）について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出総額にそれぞれ1億1千2万7千円を追加し、総額を73億144万8千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、歳出につきましては、介護給付・訓練等給付費及び保育所入所委託費の増額や公共施設整備基金への積立てに要する経費等を増額するとともに、年度末を迎え、各種事業費の精査に伴う減額をしております。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置を行い、事業費等の精査に伴う国府支出金、繰入金及び町債等の精査を併せて行うとともに、財政調整基金繰入金で財源調整しております。

なお、災害対策事業及び中学校校舎棟トイレ改修事業に係る経費について、年度内にその支出が終わらない見込みのあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許費として措置しております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第10号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ142万3千円を追加し、総額を14億8千978万4千円とするものでございます。

本補正予算の内容でございますが、歳出では、一般会計において、国民健康保険の被保険者を対象に行われる健康増進事業に対する財源として繰出金を措置しております。

歳入では、保険給付費等交付金の増額を行うほか、国民健康保険基盤安定繰入金額の確定に伴い一般会計からの繰入金を増額する一方で、同額の国民健康保険料の減額を行っております。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第9号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）は予算常任委員会に付託いたします。

議案第10号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は福祉文教常任委員会に付託いたします。

○議長（森田忠彦君） 日程第20、議案第11号から日程第26、議案第17号まで、これら7件を一括議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

令和7年度予算は、第5次総合計画に挙げた「人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”」の基本理念に基づき、編成しております。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ70億9千732万8千円で、前年度比5億92

4万6千円、7.7%の増となっております。

歳入につきましては、町税で、固定資産税や市町村たばこ税の減により前年度比293万円減の13億9千143万円を計上しております。また、都道府県税に係る各種交付金及び地方交付税につきましては、地方財政計画や過去の交付額実績等を勘案し、前年度比4千410万円増で予算計上してございます。

歳出につきましては、新規事業として、65歳以上の方に対する補聴器購入費の助成、小中学校体育館の空調整備事業、非認知能力向上に向けた事業などのほか、前年度からの継続事業である地域公共交通事業や学校園給食費の保護者負担補助などの事業につきまして、本年度予算に計上してございます。

以上のとおり、本予算案を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第12号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ14億5千448万8千円で、前年度に比べ109万円、0.07%の増となっております。

歳入につきましては、大阪府内統一の市町村保険料率により1人当たりの保険料の微減、被保険者数減少により、保険料を前年度に比べ2千53万4千円減の3億70万6千円を計上しているほか、府支出金では、1人当たりの保険給付費の増に伴う保険給付費等交付金の増加などにより1千326万7千円増の10億3千461万7千円を計上しております。

歳出につきましては、1人当たりの保険料の微減、被保険者数の減少から、大阪府に納付する国民健康保険事業費納付金では前年度に比べ2千330万9千円減の3億9千937万4千円を計上しております。また、新規事業としまして、40歳になる年度に人間ドックの実質無料化を行うための総合健康診断助成金を計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ458万2千円で、前年度比26%の減となっております。

歳入につきましては下請料及びN T T用地賃貸料等の財産収入などを計上しております。

また、歳出につきましては財産の管理に係る費用などを計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第14号、令和7年度太子町春日財産区特別会計予算について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ92万7千円で、前年度比27.9%の減となっております。

歳入につきましては基金利子や財産貸付収入及び基金繰入金などを計上してございます。

また、歳出につきましては財産の管理に係る費用などを計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（木村厚江君） 議案第15号、令和7年度太子町介護保険特別会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ14億6千497万5千円で、前年度に比べ3千342万1千円、2.3%の増となっております。

歳入につきましては、保険料、また、負担金及び交付金等を介護給付費等に伴うそれぞれの負担割合により計上しております。

歳出につきましては、予算の大半を占める保険給付費で、介護サービス利用の増加等により前年度に比べ1.6%増の13億5千998万円を計上しております。また、介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業及び包括的支援事業などの地域支援事業費は6千360万6千円を計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算の提案理

由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の総額は歳入歳出それぞれ3億447万5千円で、前年度に比べ736万9千円、2.5%の増となっております。

まず、歳入でございますが、被保険者の増加に伴い、保険料を前年度に比べ554万9千円の増、2億4千188万1千円を計上しているほか、一般会計からの繰入金を計上しております。

一方、歳出におきましては、保険料の増に伴い、後期高齢者医療広域連合への納付金を676万8千円増の2億9千872万7千円を計上しているほか、保険料の収納に係る事務費等を計上しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） 次に、まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 議案第17号、令和7年度太子町下水道事業会計予算の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本予算の内容でございますが、まず、収益的収支につきまして、収入3億2千255万2千円、主な内容は下水道使用料、国庫補助金などを計上しております。支出3億3千122万1千円、主な内容は人件費及び流域下水道維持管理負担金、減価償却費並びに企業債支払利息などを計上しております。

次に、資本的収支でございますが、収入1億3千994万9千円、主な内容は企業債、他会計出資金、国庫補助金などを計上しております。支出2億2千311万7千円、主な内容は建設改良費、企業債元金償還金などを計上しております。なお、資本的収支で不足する額については当年度分の損益勘定留保資金等で補填しております。

以上のとおり、本予算を本議会に提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算は予算常任委員会に付託いたします。

議案第12号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算、議案第15号、令和7年度太子町介護保険特別会計予算、及び議案第16号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は福祉文教常任委員会に付託します。

議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算、議案第14号、令和7年度太子町春日財産区特別会計予算、及び議案第17号、令和7年度太子町下水道事業会計予算は総務まちづくり常任委員会に付託します。

○議長（森田忠彦君） 日程第27、議案第18号、山田財産区管理委員の選任について同意を求める件、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

町長。

○町長（田中祐二君） 議案第18号、山田財産区管理委員の選任について同意を求める件の提案理由を申し上げます。

この度、山田財産区管理委員が令和7年3月31日をもって任期満了となることに伴い、地方自治法第296条の2及び山田財産区管理会設置条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては令和7年4月1日から令和11年3月31日まででございます。何とぞよろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由及び内容の説明がありました。

お諮りいたします。

議案第18号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第18号を原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号、山田財産区管理委員の選任について同意を求める件は原案どおり同意されました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を散会といたします。

なお、本会議の再開通知は省略させていただきますので、ご出席のほど、よろしくお願いたします。

本日はご苦労さまでございました。

（午前11時01分 散会）

【第 2 日】

令和7年 第1回太子町議会定例会会議録

令和7年3月19日（水） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	村井浩二君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	森田忠彦君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	会計管理者 兼会計課長	小路展裕君
副町長	村岡篤君	自治防災課長	辻中一嘉君
教育長	中道雅夫君	住民人権課長	小南紀子君
政策総務部長	小角孝彦君	地域整備課長	小濱健一君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	観光産業課長	木下明紀君
健康福祉部長	木村厚江君	環境農林課長	川久保みのり君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	福祉介護課長	辻本知也君
教育次長	東條信也君	いきいき健康課長	田村尚子君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	辻野剛宏君
企画担当課長	杉山裕二君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君
総務財政課長	岡本啓子君	学務指導担当課長	竹井輝隆君

◎議会事務局

事務局長 正野正 書記 木下雄平

◎議事日程第2号

日程第1 一般質問

- ・生涯学習センター 太子の森について……………濱地知英君
- ・山本家住宅（叡福寺前）の今後について……………中村直幸君
- ・近鉄上ノ太子駅等について……………斧田秀明君
- ・誰もが乗れる、利用できる、安心・安全で便利な公共交通
の実現を……………岡野秀子君
- ・「万博」は安全面での懸念はないのか……………西田いく子君
- ・「道の駅」のあり方は住民に問え…………… 〃
- ・災害時の円滑なペット避難と自治体の対応について……………辻本博之君
- ・町立学校体育館の空調設置工事について……………松井謙昌君
- ・町立学校教室の照明のLED化について…………… 〃
- ・観光振興で太子町の活性化を……………早瀬和信君

日程第2 議案第19号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）（町長提出議案）

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問で本会議を再開させていただきましたところ、ご出席をいただき、ありがとうございます。

ここで一言申し上げます。

議員、理事者、傍聴者の各位におかれましては、次の事項に十分ご留意いただきますようお願いいたします。

携帯電話機などの電子機器の利用について、注意申し上げます。本会議、常任委員会を含む議会関係の様々な会議において、通話、録音、録画、写真撮影、動画配信・閲覧、ゲーム、SNSへの投稿について禁止とさせていただいております。また、音が鳴らないように設定をお願いいたします。

理事者各位におかれましても、この場に参加されていない職員につきましても、内部での管理の徹底をお願いいたします。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより定例会を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日の議事日程は配布しておりますとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、一般質問を行います。

今回の一般質問通告者は、配布しております一覧表のとおり、8名の議員より通告を受けております。

それでは、通告順に従いまして、順次、発言を許します。

まず、1番目、濱地議員の質問を許します。

濱地議員。

[9番 濱地知英君 登壇]

○9番(濱地知英君) おはようございます。議席番号9番、やわらかい、濱地知英でございます。通告により一般質問を行います。理事者の皆様におかれましては、適切なご答弁、よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず最初に、施設等利用券配布事業について質問いたします。

昨年11月から、物価高騰の影響による外出控えを緩和し、学習、スポーツ活動の減

少を防ぐとともに、地域経済の活性化を目的として、公共設備などで使用できる、1人2千円の利用券が各世帯に配布された。

しかし、住民からは、使える場所が限られているや、町内のコンビニなどで使えるクオカードのほうがよかった、という声も寄せられています。

この利用券の使用期限は、今月末を迎えるにあたり、2月末時点での以下の点について伺います。

1、各施設及びたいしのってこバスの使用実績はどうなっているのか。2、利用券による施設の利用率やバスの利用者数は増加したのか。3、町として本事業の成果をどのように評価しているのか。

以上3点についてお答えをお願いします。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） おはようございます。

施設等利用券配布事業につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

各施設やたいしのってこバスにおける利用券の使用実績でございますが、令和6年11月から令和7年2月までの4か月間で、各施設それぞれにまとめた利用実績をお答えさせていただきます。

まず、生涯学習センター「太子の森」で8千630枚、総合スポーツ公園で1万2千46枚、山本家住宅で34枚、町立万葉ホールで1千354枚、グラウンドゴルフ場と太子・和みの広場につきましては、利用実績はございませんでした。

また、たいしのってこバスにつきましては、最も利用が多く、2万329枚の利用実績となっております。

一方で、施設等利用券の利用枚数は、当初見込みからは若干下回っているものの、施設等利用券の利用が比較的多い施設やたいしのってこバスにつきましては、全体的に利用者数が増加している傾向でございます。

施設等利用券配布事業は、3月までの事業であるため、現時点での評価について総括はできかねますが、新規に利用していただくことによる利用の促進や、既存の施設等利用者に対する物価高騰対策の支援になっていると考えてございます。

総合的な分析、評価につきまして、今後、改めて行っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） 濱地議員。

○9番（濱地知英君） ご答弁ありがとうございました。

今の答弁を伺う限り、本事業の効果は限定的であったように思います。

ほかの自治体では、1人当たり2千500円分の買い物割引チケットを配布し、物価高騰対策と地域経済の活性化を同時に進める取組が行われています。

本町では利用可能な施設が限られていたため、住民のニーズに合致していなかったのではないのでしょうか。

今後、同様の事業を進める際には、住民の声を反映し、より利便性の高い生活応援チケットなどのような形で実施し、より良いサービスの実現に向けてご尽力いただけるよう要望しまして、この質問を終わります。

次に、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金及び生涯学習センター「太子の森」の運用面の改善について質問いたします。

町内の文化・スポーツ団体の活動を支援し、活力ある地域社会の実現につなげることを目標に、令和4年4月より補助金制度が開始されました。

しかし、生涯学習センターで活動する団体の中には、補助金を受けられる団体と受けられない団体があり、その可否が会員数によって決まることは、活動活性化という趣旨に反するのではないのでしょうか。

また、申請手続きが煩雑であることを理由に、10人以上の利用者がいるにもかかわらず、補助金申請をしていない団体もあると聞いています。

そこで、改めて以下の内容についてお聞きします。

- 1、令和4年度及び令和5年度の補助金交付団体数と交付実績はどうなっているのか。
- 2、そのうち生涯学習センターを活動拠点としている団体数及び補助金交付額はどうか。
- 3、申請手続きの煩雑さが指摘されているが、手続きの簡素化についてどのように考えているのか。
- 4、登録団体の使用料を見直すことで、補助金に代わる支援ができないか。
- 5、利用が少ない週末、夜間にカルチャー教室などの営利利用を認め、利用率向上と使用料収入の増加を図ることはできないか。

以上5点の質問にお答えをお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 太子町文化・スポーツ活動活性化補助金と生涯学習センター「太子の森」の運営面の改善のご質問についてご答弁申し上げます。

太子町文化・スポーツ活動活性化補助金は、議員から先ほどありましたように、太子

町の文化・スポーツで活動する団体の更なる充実を目指し、町内を拠点として、文化・スポーツの振興に寄与する活動に対し必要な経費を補助することにより、団体活動の活性化を図り、活力ある地域社会の実現につなげることを目的に、令和4年度より補助制度を開始してございます。

ご質問の各年度での補助金の交付実績でございますが、令和4年度は49団体からの申請があり、補助金総額は91万5千800円で、うち、生涯学習センターを拠点とする団体は38団体で、69万5千900円を交付してございます。

また、翌年度の令和5年度では、55団体からの申請があり、補助金総額は108万8千800円で、うち、生涯学習センターを拠点とする団体数は44団体で、86万8千800円を交付してございます。

なお、令和6年度は61団体からの申請があり、交付団体数等については年々増加している状況でございます。

また、本補助制度の対象には、構成員10人以上かつ町内在住3分の2以上と一定の要件があり、生涯学習センターを拠点として活動されている団体、登録団体63団体のうち、本補助制度の対象外の団体は、令和5年度で13団体、また、対象ではあります但未申請の団体が6団体あり、約3割の団体が補助金を受けてない状況でございます。

なお、町が実施する各事業につきましては、行政運営をより効果的、効率的に行うため、毎年全ての事業に対し事務事業評価を行っており、特に新規政策事業については、3年を目途に、より詳細な効果検証を行うこととしてございます。

本補助制度についても、事業開始から3年が経過し、令和7年度は効果検証の重要な時期であると考えているところでございます。

議員お示しのとおり、太子町文化・スポーツ活動活性化補助金の交付申請や、実績の手続きの煩雑さへのご指摘があることや、これに伴います職員の事務負担など、課題があることは認識しており、令和7年度では、手続きに関する見直しを行うとともに、関係者への周知を行う予定でございます。

その上で、令和8年度には、効果検証の結果を踏まえ、補助制度全体の改良を図ることとしてございます。

また、生涯学習センター利用の減免制度につきましては、太子町立生涯学習センター設置条例第9条第2項の、教育委員会が特に必要と認めるときは使用料を減免することができるに基づき、町が主催する事業を推進するために使用する場合、また、団体の設

立や組織された趣旨が、町の施策に合った団体が使用する場合としており、使用目的に公益性が認められることで、行政使用に準ずる団体と判断して対応してございます。

いずれにいたしましても、受益者負担と行政サービスのバランスのもと、全ての利用者が公平に活動できる環境を更に整えるため、施設利用における柔軟な運用や必要な制度改正など、様々な観点で施設運営の改善に努めてまいります。

○議長（森田忠彦君） 濱地議員。

○9番（濱地知英君） ご答弁ありがとうございます。

令和5年6月議会では、ふるさと納税を活用した、ふるさと太子応援基金を財源としており、貴重な財源を効果的、効率的に活用する必要があるとの答弁がありました。

令和7年度で事業開始から3年が経過し、効果検証の時期に入ります。この機会に受益者負担と行政サービスのバランスを考慮しつつ、不公平を生じないことに配慮しながら、施設利用の柔軟な運営や抜本的な見直しも視野に入れ、利用者にとって満足のいく改良を進めるべきではないでしょうか。

また、補助金の在り方だけでなく、利用促進策の一環として営利利用の解禁についても改めて検討し、総合的な改善を進めることを求めます。

また、現在煩雑となっている補助金申請の事務手続きについては、早急な対応が求められます。

令和7年度中に大幅な簡素化を進め、利用しやすい補助金制度へと改良するための足がかりをつけ、令和8年度からは補助要領の改正等を実現できるよう、具体的な取組を進めることを強く要望しまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田忠彦君） これにて、濱地議員の質問を終わります。

次に、2番目、中村議員の質問を許します。

中村議員。

〔1番 中村直幸君 登壇〕

○1番（中村直幸君） 議席番号1番、自由民主党会派の中村でございます。通告に基づきまして、質問を行います。理事者各位におかれましては、明快なご答弁のほどお願いいたします。

質問は、山本家住宅、叡福寺の前にあります住宅でございますが、この今後について、お尋ねをいたします。

山本家からご寄付をいただいたこれまでの経緯、また、それに伴う条件等についても

お聞かせ願えたらと思っております。

また、ご寄付をいただいてから、これまでの検討状況についてもお伺いいたします。

また、今後の活用方法についてもお聞かせ願います。

また、商業活用に当たっては、建築物の改築等ほどの程度できるのか。これは国登録無形文化財という称号がついているために、どこまでできるかということもお尋ねいたします。

また、山本家に続く第2、第3の地域資源等々が出た場合は、これについてもご検討していただけるものかということをお尋ねいたします。

まず、今回は、以前、寄付を受けた叡福寺前の山本家住宅について、改めてお伺いいたします。

山本家住宅については、令和5年10月に、理事者より我々議員に対して、土地及び建物について寄付の受入れを行ったと報告を受けました。その際、私のほうから議員全員で現地を見学したいと申し入れました。同年12月に、理事者の皆さんと議員による現地の見学会を開催していただきました。

山本家住宅は、建築が大正3年、111年前の建物でございます。母屋、高塀、そして、2つの蔵、4件が国登録無形文化財となっており、歴史の町である本町にとっては、住民福祉の増進、または、観光開発などに活用できると、財産的にも価値のあるものと考えております。

また、これまで本町の庁舎内での会議で本施設の活用を検討していることや、昨年11月に開催された結縁祭の会場としても活用されたと承知しております。

寄付を受けてから1年半が経過しております。ここで、これまでの経過や今後の活用方法について改めて整理するため、お尋ねをいたします。

まず、本施設を山本家から寄付をいただいたこれまでの経緯と、その際に何らかの条件がついているかどうか。また、この寄付をいただいてから、これまでの検討状況、そこらをお答えください。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） まず、国登録有形文化財である叡福寺前の山本家住宅のこの間の経緯等でございますが、令和5年2月に所有者から町に対し寄付の申し出があり、町内部の政策会議において、地域活性化施設での活用を基本に検討を進めることとなりました。

その後、決定的な活用方法を見いだすことができなかつたことから、文化財関係の行政財産として一旦受け入れた後、多方面から有効活用策について継続して検討することとなりました。

また、寄付者から当該財産の活用に係る条件等は特にございませませんが、できるだけ建物の外観等については残してほしいという旨の希望はありました。

なお、本町が当該財産の寄付を受ける際に、今後の検討の結果、行政財産としての活用等が困難な場合は、第三者に手渡す可能性があることについてもご理解をいただいているところでございます。

次に、先月21日の議員全員協議会での説明と重複するところもでございますが、庁内での検討状況につきましては、令和5年10月に動産を含めた建物6棟と土地882.63平米の寄付を受け入れ、その後、令和6年1月に庁内部の会議体となる山本家住宅有効活用検討会議を発足させました。

この会議では、当該施設の有効活用の検討を全庁的に行うこととし、主に関係のある5つの課の課長が集まり検討を進め、様々な角度から、当該施設の有効活用への可能性を探っておりました。

このような中、昨年度実施しました、大阪府太子町未来への道プロジェクト研究において、お力添えをいただきました、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学事業構想研究所の小宮教授より、遊休化した古民家等の再生・活用によってまちづくりを行うNIPPONIA事業を、具体的には、宿泊及び飲食等サービス事業を全国で展開している株式会社NOTEをご紹介いただき、令和6年6月11日に小宮教授も含めたりモートでの協議を行いました。

この協議をきっかけに、当該施設の活用にも有効であると考えられるNIPPONIA事業への検討をより深めるため、検討会メンバーによる兵庫県丹波篠山市のNIPPONIA事業や、行政が主導となりNIPPONIA事業を進めている三重県伊賀市の視察などを行うとともに、株式会社NOTEと協議を進めてまいりました。

今後は、令和7年度当初予算案において計上しております叡福寺前の山本家住宅を含む太子町の古民家活用のポテンシャル調査を実施し、事業化に向けた本町のポテンシャルの有無を確認することとしてございます。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○1番（中村直幸君） ありがとうございます。寄付者の建物を残してほしいという、残

したいという思い、また、本町での検討において、NIPPONIA事業を有効活用方法として考えておられるということが分かりました。

さて、古民家を活用した事例については、先ほどいただいたかと思えますけれども、3月9日の新聞等でも千早赤阪村で、事業掲載されていました。千早赤阪村で、空家バンクや古民家再生を手がける一般社団法人が古民家を民泊施設にする取組を始めておられます。団体が関わる4件の民泊をオープンされたという内容でした。

2月の新聞でも、NIPPONIA事業の展開として、愛媛県大洲市、2月16日の新聞です。兵庫県の丹波篠山市、これは2月22日ですが、の記事を見ましたところ、近年、古民家再生や分散型ホテルによる歴史的な町並み全体を保全する取組が進められているとの確認をいたしました。他市町村でもこれらの取組が進められている背景には、数年前に改正された旅館業法と文化財保護法との関係と聞いております。

また、都市部では変わった方法として、中国人からの民泊を兼ねた移民を目的とするホテルもできているようでございますが、そういった他国からの移民というのものがななものかと考えておりますので、しっかりとこういったものについては、やっていければなど思っておりますので、そこでお尋ねいたしますが、本町が検討を進めているNIPPONIA事業で、活用方法はどのようなものでしょうか。

また、商業活用に当たっては、建築物の改築等の度合い、どれぐらいまでできるのでしょうか。

更に、事業が進んだ場合、山本家住宅で1棟を開業に引き続き、また、古いこの太子町ですので、まだ資源活用のできる住宅も多くあるように思います。太子町全体としての考えはどうでしょうか。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 議員お示しのとおり、平成29年に旅館業法が大きく緩和され、最低客室数の基準の廃止やフロントと客室が離れていてもよいとされたことに加え、平成31年に文化財保護法が改正され、これまで保存一辺倒だった文化財を、これからは活用することで保存していこうという方針に大きく変わったことなどから、分散型ホテルや古民家活用が全国的に広まってきてございます。

検討を進めておりますNIPPONIA事業は、「なつかしくて、あたらしい、日本の暮らしをつくる」をビジョンとし、地域に根づく暮らし文化を次世代につないでいくことを目的に、地域を面的に捉えてエリアデザインを行い、遊休化した古民家等の再

生・活用によって新しい生業を創出するもので、全国32の地域で事業展開されてございます。

本町におけるNIPPONIA事業の現時点でのイメージでございますが、伊賀市の例で計画を検討すれば、山本家住宅を分散型ホテルのフロントとレストランを含む宿泊施設とし、その他、町内で活用されていない複数の古民家を宿泊棟として活用するような計画となっております。

ただし、前提として、地域住民の理解や叡福寺周辺地区における景観計画、地区計画などの調整を行う必要がございます。

また、事業化が進んだ場合の山本家住宅の改修の程度でございますが、国登録有形文化財の改修については、外観を損なう変更ができないことも含めまして、NIPPONIA事業では、ミニマムインターベーション（最小限の介入）での内装等の改修を行うこととなります。

また、本町同様に公有財産の古民家活用を改修し活用する伊賀市の例では、伊賀市が国の交付金を活用して改修を行い、その後、新たに立ち上げる地域まちづくり会社に貸し出す手法が取られてございます。

また、今後の展開と第2、第3の地域資源の活用につきましては、来年度のポテンシャル調査の結果を踏まえ作成することとなります、まちづくり事業計画を基に進めることとなりますが、丹波篠山市や伊賀市の例を考えますと、第1期の開業を軌道に乗せ、新たな古民家を活用し、第2期開業、第3期開業と宿泊棟を拡大されてございます。

本町といたしましても、古民家活用を面的に捉えたNIPPONIA事業の大阪初となる事業展開に期待しているところでございますが、まずは、叡福寺前の山本家住宅の有効活用の手段となり得る本事業の事業化に向けたポテンシャル調査を実施してまいりたいと考えてございます。

○議長（森田忠彦君） 中村議員。

○1番（中村直幸君） ご答弁ありがとうございます。

私も知り合いから古民家活用について相談を受けており、山本家住宅ほども古くはないんですけども、今後ますますの町内の古民家や空き家等などが考えられます。

このようなことから、私自身、町全体を面として見た場合、本事業は太子町のまちづくりに新しい風を吹かせるものと考えておりますので、しっかりと進めていただくことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） これにて、中村議員の質問を終わります。

次に、3番目、斧田議員の質問を許します。

斧田議員。

〔2番 斧田秀明君 登壇〕

○2番（斧田秀明君） 議席番号2番、しなが会、斧田秀明でございます。通告に基づきまして、質問させていただきます。

今回は近鉄上ノ太子駅についての質問でございます。理事者におかれましては、適正なご答弁をお願い申し上げます。

皆様もご存じだとは思いますが、改めて上ノ太子駅について紹介させていただきます。大阪府羽曳野市飛鳥にある近畿日本鉄道南大阪線の駅、駅番号はF-18、南大阪線の起点、阿倍野橋駅から18番目を表しています。

歴史的には、1929年（昭和4年）3月29日、大阪鉄道、古市-久米寺、現在の橿原神宮前間の延伸時に開業いたしました。

2004年の南阪奈道路開通に伴い、片側改札から上り線にも改札とバスロータリーが造られました。駅の構造は、相対式2面、2線ホームを持つ地平駅と呼ばれるもので、線路、ホームが駅と同じ位置関係にあるというふうな状態であります。ほかの形態としましては、喜志駅などは地下駅、古市駅は橋上駅となっております。

有効長につきましては4両、駅舎、改札口は双方のホームの尺度寄りにあり、互いのホームは構内踏切で連絡をしております。トイレは上り線側にあり、男女別の水洗式となっております。

駅の外状は以上ですが、今回、質問に至ったのは、近鉄が2021年7月3日土曜日にダイヤ改正を行ったことに起因してございます。

近鉄の全体的な方向として、コロナ禍におけるお客様のご利用状況を勘案して、南大阪線よりも長野線に重点を置き、列車の運転本数、運転区間、時刻などの見直しを行ったと言っております。

そして、南大阪線古市-橿原神宮前については、昼間時、お昼ですね、時間帯の急行を区間急行に変更し、併せて古市駅発10時台から15時台と橿原神宮前発10時台から14時台の古市-橿原神宮前で運転する普通列車、毎時2本を取りやめとしました。

これに伴い、駒ヶ谷-磐城の間の各駅では、毎時4本から2本に停車となったことで、上ノ太子駅の昼間閑散時、10時から15時までににつきましては30分間隔のダイヤ編

成となったことです。

これに比べて、本当に不便になったと住民の皆さんからの声を多く聞いております。

そこで質問です。近鉄は上ノ太子駅の急行停車をどのような観測を持っているのかを調べていただきたいと思います。

そして、昔から、上の太子観光みかん園の繁忙期の土日祝には、急行が臨時停車をしてきました。既に足がかりがついていると考えられないでしょうか。

また、太子町はどのように考えておられますか。答弁を求めます。

○議長（森田忠彦君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 近鉄上ノ太子駅について、私のほうからご答弁申し上げます。

ただいまご質問いただきました近鉄上ノ太子駅への急行列車の停車につきまして、議員ご指摘のとおり、令和3年7月3日のダイヤ改正により、10時から15時までの昼間の時間帯に、毎時4本あった上ノ太子駅発の普通列車が毎時2本に減便されたという経緯がございます。

住民の皆様が、通勤や通学だけでなく、買い物や通院、レジャーなど日々の暮らしにおける主要駅として利用されている上ノ太子駅でございますが、ご質問につきまして、近畿日本鉄道株式会社へ可能な限り聞き取りを行ってまいりました。

まず、普通列車が減便されたことにつきまして、主な理由としては、コロナ禍での乗客数の減少によるもので、いまだにコロナ禍前の状態には戻っておらず、南大阪線の駅全体的なものであると聞いております。

一方、古市駅で枝分かれしております長野線ですが、沿線に大学や高校などが多数あり、需要が多いため、減便されていないものと思われまます。

これまで、上の太子観光みかん園へ、みかん狩りに行かれるお客様の利便性を図るため、20年以上前から、往来の多い10月から11月のうち、およそ1か月程度の土日祝日において、期間限定ではありますが、急行列車が上ノ太子駅に臨時停車しております。

しかし、通常、急行列車の停車駅となる要件としましては、対象駅が古市駅や尺土駅のように乗換駅かどうかということが主な要件であり、乗降者数で決めているものではないとのことでした。

そのため、上ノ太子駅を急行列車の停車駅とするためには、大きなハードルがあると

考えております。

今後につきましても、近畿日本鉄道株式会社に対する要望をはじめ、調査、研究を重ねながら、太子町の地域公共交通全般につきましても、住民の皆様の利便性が向上するよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございました。予想できる範囲の回答でございました。

近鉄上ノ太子駅は、鉄道駅のない太子町の最寄り駅として機能していますが、行政区域外のため、羽曳野市を通さなければ話は進まないことと私も思いますが、私のイメージでは、1時間に2本しか電車が止まらない駅の町というのは、非常に田舎の雰囲気を感じられます。

太子町の将来につながる玄関口となっている上ノ太子駅のイメージアップが必要です。そこで、私の提案です。上ノ太子駅をみんなの力で急行停車駅にしませんか。大阪市内がより身近になります。

現状では、上ノ太子駅までどんなに早くても30分はかかってしまいます。午後の時間帯では、前の列車を乗り過ごすとも1時間かかってしまう状態にもなってしまいます。

それが、急行を停車することができると、乗換えなしで約24分で到着します。しかも、急行、区間急行が全て停車すると、1日で何と35本の列車が増便されるというふうな状況になります。大阪市内に上ノ太子が直結しているというイメージが湧かないでしょうか。

上ノ太子駅の1日乗降客数を2011年から22年の12年間で見ると、2018年までは4千500人から4千800人でしたが、2020年、2021年には乗降客数が急に減っていますが、これは2019年から始まったコロナ禍による鉄道利用者の全国的な減少が大きな要因でございます。先ほどの答弁でも言っていたとおりです。

近鉄全体の駅別乗降客数のランキングで、上ノ太子駅の乗降客数は、近鉄電車の停車駅数が全部で283駅ございますが、その中で133番目に多いという結果となっております。

乗降客数につきましても、上ノ太子駅で、大阪市内から帰ってきたときに、列車の中の半分ぐらいのお客さんが降りているという印象があります。

もっと言いたいことはありますが、乗降客数と急行の停車駅は関連がないとの近鉄側

の考えだということでしたが、私が考える急行停車駅にならない要因としては、上ノ太子駅のホームの長さが4両分、約180メートルぐらいしか確保されていない現状です。5両編成以上の場合、ホームから車両がはみ出してしまうため、現状の用地内でのホームを伸ばすことができないのではないのでしょうか。

現状でのホームは、構内踏切で連絡していますが、そのままいけるのでしょうか。安全のため、地下駅や橋上駅への変更が条件となると、幾らの費用が必要となるのでしょうかなどと、課題ばかりが頭をよぎります。

ここで私が言いたいことは、これらの太子町のまちづくりを考えていく場合、困難なことや課題が多くあっても、最初から諦めないで、夢を持ってこそ取り組んでいただきたいと考えております。特に第6次総合計画の策定時期でもありますので、視野を広げていただきたいと思います。

それでは、2問目に移ります。

2023年（令和5年）12月20日まで、金剛バスによって上ノ太子駅南口から太子町各地へ向かうバス路線が運行されており、元々は太子線喜志駅行きのみが発着していたが、令和2年には、6月1日に聖和台循環線、太子中央循環線、畑一平石線が運行を開始したことで発着するバスが増加したものの、同社の事業廃止により、たいしのつてこバスに再編され、喜志駅方面への運行は廃止となって、現在に至っております。

そこで質問です。令和4年度におきまして、金剛バスへの補助金を出し、定期券売場や運転手さんの休憩施設を整備されましたが、現在、運転手さんの休憩所として活用されているそうですが、どのような状況なのか、答弁を求めます。

○議長（森田忠彦君） 副町長。

○副町長（村岡 篤君） ご質問いただきました、上ノ太子駅前にごございます運転手の方の休憩所につきましては、令和2年度に金剛自動車のバス路線が拡大し、町内を走るバス路線について、喜志駅並びに上ノ太子駅が路線の拠点となったことから、令和4年度に太子町から補助金を支出し、金剛自動車株式会社により建てられ、同社が所有しているものでございます。

しかしながら、令和5年12月の金剛自動車のバス路線の廃止を受け、たいしのつてこバスが代替路線として運行を開始したことから、現在は、運行受託者であります大阪第一交通株式会社が、金剛自動車株式会社からこの施設を使用貸借し、運転手の方の休憩所として利用しておりますが、並行して、金剛自動車株式会社から太子町に寄付の申

し出がございまして、本町としては、寄付を受けるために調整を行っている状況でございます。

寄付を受けるにあたりましての進捗でございますが、3月10日に公有財産管理委員会を開催、承認を得、寄付に関する書類調整の最終段階に入っているところでございます。全ての手続きが完了いたしましたら、改めて議会の皆様にご報告させていただきたく存じます。

○議長（森田忠彦君） 斧田議員。

○2番（斧田秀明君） ご答弁ありがとうございます。

金剛バスが実質的な廃業の中で、このような寄付を受けるところまでの話ができしたのは、本当に金剛バスのご理解と職員の皆様の努力のたまものだと思います。本当に感謝いたします。

このような微妙な問題は大変気を遣われることと思いますが、本当にご苦労さまでした。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田忠彦君） これにて、斧田議員の質問を終わります。

次に、4番目、岡野議員の質問を許します。

岡野議員。

[3番 岡野秀子君 登壇]

○3番（岡野秀子君） 議席番号3番、日本共産党、岡野秀子です。通告に基づきまして、誰もが乗れる、利用できる、安心・安全で便利な公共交通の実現を求めて、一般質問を行います。

公共交通の充実は、住民の命と暮らしを守り、地域が活性化するまちづくりの土台となります。

2023年12月20日、金剛バスが突然廃止され、限られた時間の中、住民の声、要望に耳を傾けることなく、近鉄バス、コミュニティバス、2台が走り出しました。

公共交通が走り出すようになってからの地域の変貌、住民の生活、高齢者の外出、地域の活性化はどうなっているのか、公共交通の利便性の向上のために検証する必要があります。

2023年12月21日からの公共交通は、バスの本数、路線の変更・縮小、お出かけ支援の廃止、料金も200円になりました。そして、鉄道へのアクセスの便数も減る

中、利用頻度が減った、利用できなくなった、日中町内を走るバスの便数が減り、通院、買い物をしても帰りのバスがない、地域支え合い型の移動サービスの予約も取りにくくなっているなど、様々な住民の皆さんの声が届いています。

また、予約型乗合ワゴン「たいしくん」がどう利用されているのかもあまり知らされていません。

私たち日本共産党は、地域を周り、金剛バス廃止後の公共交通に関する住民の皆さんの声や要望を聞いてきました。ご紹介します。

運賃については、畑・山田地域の方から、お出かけ支援がなくなり、バス代も高くなり、出かける回数が少なくなった、上ノ太子へ行くのに役場で乗換え、400円もかかる、また、葉室・太子地区の方からは、町内の天城医院へ行くのに、近鉄バス、プラス、200円かかるとお伺いしました。

本数については、日中、せめて1時間に1本は欲しい、通院、買い物をしても帰りのバスがない、また、太子町には総合病院がなく、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科もなく、町外へ通院する人が多い中、帰り、上ノ太子駅を降りてもバスがないと。

路線については、上ノ太子駅から喜志駅へのルートはなくなり、乗り継いでいかななくてはならない、外出するがするのがおっくうになった、友人や親戚の者の足が遠のいた、駅に近い便利なところに引っ越そうかと思っている、そして、聖和台循環線もなくなり、駅に出にくくなったとの声が届いています。

こういった切実な住民の声を受けて、現在、太子町地域公共交通会議で、今後の公共交通について議論されており、そのために、コミュニティバス利用者アンケートが2024年4月15日から5月1日に実施されました。

このときに、利用していない人、利用できない人からのアンケートを取るべきではないかとの意見がありましたが、その後、利用者以外の意見も反映されているのでしょうか。

そして、第6次太子町総合計画策定のための住民アンケート調査が、2024年8月23日から9月11日に実施されましたが、その結果を住民の皆さんに返されたのでしょうか。また、これらの声をどのように反映されたのか、答弁をお願いします。

私は、第5回太子町地域公共交通会議を傍聴しましたが、会議の説明では、短期的な改善の検討をするとのことでした。検討に当たっては、住民の具体的な切実な要望を利用者の視点に立ち、しっかり聞いて進めていただきたいと思います。具体的に何が

どう改善されるのでしょうか。

お出かけ支援廃止後のバスの利用度の増減はどうなっているのでしょうか。利用度から、金剛バス廃止後の公共交通について、住民の方の動向が分かれば教えてください。

先ほど質問がありましたけれども、施設等利用券の発行で乗客数は増えたのでしょうかという回答をいただきまして、ありがとうございます。また、11月から3月までやけれども、きちっと分かるのは、また、その後、分かったら教えてください。

そして、住民の皆さんの要望を聞いていますと、バス停まで歩いていくことが困難な方も増えており、たいしのってこバスだけでは解決しない問題もたくさんあるように思います。

政策総務部秘書政策課を中心に、たいしのってこバスの運行について様々な議論をしてきた中で、福祉サイドで行っている施策があまり議論のテーブルには上ってきていないように思います。

高齢化が進む中、外出支援策として、ドア・to・ドアへの要求が強まっています。予約型乗合ワゴンは、59か所のバス停があり、高齢者の外出支援として喜ばれていました。現在は廃止されていますが、「たいしくん」が町内を走っている姿は見受けられます。社会福祉協議会に移動したとのことですが、現在どう活用されているのでしょうか。

また、地域支え合い型移動サービス車を利用されている方がたくさんおられます。現状はどうなっていますか。

そして、交通弱者の外出支援を充実させるためにも、福祉移動サービスとして走らせていた「たいしくん」の効率的な活用や、介護タクシーやタクシー助成制度を実施するお考えはないのでしょうか。

地域公共交通を守るためには、利用者を増やすことも求められています。自家用車からバスに誘導する施策も必要ではないでしょうか。ほかの自治体、河内長野市でも実施されている免許返納者支援を太子町でも実施の考えはないのですか。

以上、答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

○議長（森田忠彦君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 地域公共交通に関するご質問について、私のほうからご答弁申し上げます。

地域公共交通に関するこれまでの経過ですが、令和5年12月20日に金剛自動車株

式会社によるバス路線の廃止後、たいしのってこバスによる代替路線運行、そして、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会による金剛ふるさとバスでの代替路線運行を実施しました。

ご質問いただいております、たいしのってこバスの短期的な改善検討につきましては、たいしのってこバス同士の乗り継ぎ券の発行、商業施設前のバス停の新設、太子町役場のバス乗降場所を1か所に集約、総合福祉センター役場線の聖和台地区からのアクセス強化、上ノ太子駅・役場からの回送を活用したアクセス強化などについて、太子町地域公共交通会議でご議論いただいております、今後の実施に向け、調整していく予定となっております。

また、第6次太子町総合計画策定のための住民アンケート調査の中で、公共交通に関する設問を入れさせていただきましたが、アンケート結果につきましては、交通に関する部分を太子町地域公共交通会議にて説明し、地域公共交通の施策検討の際の参考とさせていただきます。

次に、総合福祉センターにあります「たいしくん号」の利用状況については、福祉センター開所日の月・火・木・金曜日は、たいしのってこバスの路線ではカバーできない地域から総合福祉センターへ来られる方の送迎に利用しています。

また、水曜日は、午前・午後、各1便を町内の各サロンから近隣の商業施設へ送迎し、お買い物を行っていただく「お買い物リハ」に利用しています。

続いて、町内に3事業者あります地域支え合い型移動サービスについては、金剛自動車株式会社がバス路線を廃止する以前から移動に関する利用が増えており、担い手不足が課題であると聞いております。

そして、介護タクシーやタクシーへの助成など、交通弱者等に対する支援策につきましては、現在行っておりませんが、太子町地域公共交通計画の中でも、運転免許返納者への特典制度の構築を施策項目として上げており、中期的な改善策として、今後、検討を行っていく予定でございます。

次に、施設等利用券の現状における公共交通利用の実績につきましては、2月末までとなっておりますが、11月に5千499枚、12月は5千151枚、1月は4千847枚、2月は4千832枚の利用がございました。

現在のところ、利用者数につきましては増加しており、最終の結果、分析につきましては、今後取りまとめた上で、太子町地域公共交通会議に報告させていただく予定でござ

ございます。

最後に、お出かけ支援事業の廃止後、つまり、金剛自動車株式会社がバス路線を廃止した後の、たいしのってこバスの利用者数につきましては、たいしのってこバスは、金剛自動車のバス路線の代替路線として運行しているため、駅へ行く方々の利用が増えており、利用者数は増加しております。

そのため、お出かけ支援事業による影響を個別で把握することはできませんが、今後も引き続き、利便性の向上等に向けて、様々な施策を太子町地域公共交通会議で議論していただき、持続可能な地域公共交通を実現していくよう進めてまいります。

○議長（森田忠彦君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

地域支え合い型移動サービス車は、先ほどもご説明ありましたように、3事業所あるとのことですが、金剛バスが廃止されてから、予約が取りにくくなった、料金もかさみ大変との声が聞かれます。ボランティア頼みでは限界があります。住民の足は守れません。

地域支え合い型移動サービス車の利用者が増えている背景には、ドア・t o・ドアで小回りの利くワゴン車やタクシーが望まれているのではないのでしょうか。

住民の声をしっかり聞いて、いつでも、どこでも、誰もが行きたいところに行ける公共交通を実現してください。

また、住民の皆さんは様々な要求を持っておられます。住民の皆さんの声に応える公共交通実現には、まだまだ課題がたくさんあります。このような状況の中、大阪府による自動運転バス導入が検討されていますが、自動運転バスは、住民の声に応える公共交通になると考えておられるのでしょうか。

公共交通はまちづくりの土台という位置づけです。住民の皆さんと一緒に全庁を挙げて、どんな太子町をつくるのかを考えるべきだと思います。

そう考えたとき、政策総務部秘書政策課任せでいいのでしょうか。今でも多くの政策企画を抱えておられ、大変だと思います。

そこで、地域公共交通推進課（仮称）をつくるなど、公共交通を専門に扱う課をつくるべきではないのでしょうか。いかがお考えでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田忠彦君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 大阪府では、2025大阪・関西万博におい

て運行される自動運転バスを、万博後に南河内で活用する取組が進められておりますが、住民の皆様への利便性向上にも寄与するものと考えており、今後、大阪府と連携しながら、住民の皆様に向けて、随時、広報たいしやホームページなどを活用した周知等、太子町としての役割を果たしてまいりたいと考えております。

次に、地域公共交通を専門に扱う課についてのご質問ですが、現状では、秘書政策課において所管しておりますが、昨年12月1日付で地域活性化推進担当部長という新たな職が設置され、私が任命されたところであり、地域公共交通に取り組む体制につきましては、微力ではありますが、強化されたのではないかと考えます。

今後も引き続き、関係課と連携を取りながら、持続可能な地域公共交通の構築に向けて取り組んでまいります。

○議長（森田忠彦君） 岡野議員。

○3番（岡野秀子君） ありがとうございます。

それでは、最後に、高齢化が進む中、ドア・to・ドアの車の需要が高まっています。事業所や利用者さんへの補助を実施するなど、地域支え合い型移動サービスが安定して運営できるよう、検討をお願いします。

総合体育館を利用している人たちからは、今、子どもたちやサークルの人たちを自主的に送迎しているが、何か事故が起こったときの不安が頭を離れない。たいしのってこバスのルートに体育館も入れてほしい、また、平日も道の駅へのルートを入れてほしいとの声も上がっています。

聖和台・春日地域の人たちからは、金剛バスがなくなって駅へ行きにくくなった、福祉センターのバスも回ってほしい。丁度、福祉センターのバスね、聖和台の人を迎えに行き、上ノ太子駅へ行き、春日を回って福祉センターへ行ってくれたらどうかと思うんですけども、また考えてください。

これらの住民の要望をしっかりと受け止めてください。

高くなった運賃に対して乗り継ぎ券の導入を検討とのことですが、近鉄バスにも適用できる工夫をお願いします。

そして、日中の便数が特に少ない畑、山田、春日地域への乗り入れを、たいしのってこバスに限らず、ワゴン車やタクシーなども含めて考えていただき、外出の機会を多くしてください。

以上のように、太子町の公共交通に対し、住む地域によっても、住民の世代にとって

も積み残しの課題がたくさんある中、大阪府の自動運転バス導入の検討がされていますが、住民にとって、今、そのバスが必要でしょうか。住民の皆さんから、自動運転バスを走らせてほしいという声を私は聞いたことがありません。それよりも、バス停が身近にあり、本数もせめて1時間に1本確保でき、河南町のようにワンコインで利用できる料金設定などが、私がお聞きしてきました住民の皆さんの願いです。

以前も一般質問で提案されていましたが、栃木県小山市の、おーバスのように、7割引の全線乗り放題、年間定期券を発行するのもいいのではないのでしょうか。

住民がどんどん外出ができ、元気になり、活気ある太子町にするために、まちづくりの土台となる公共交通はどうあるべきか、住民の皆さんの声をよく聞いていただき、また、しっかり受け止めていただき、皆さんに喜んでもらえる公共交通の実現をお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田忠彦君） これにて、岡野議員の質問を終わります。

それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせしますが、10時55分といたします。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時55分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

次に、5番目、西田議員の質問を許します。

西田議員。

〔4番 西田いく子君 登壇〕

○4番（西田いく子君） 通告に基づきまして、1問目、万博は安全面での懸念はないのか。このことについて質問いたします。

4月13日の万博開幕まであと1か月を切りました。ところが、海外パビリオン建設完了2割の惨状との報道がされており、出展する参加国が自前で手がける43棟のうち、完了証明を受けたのは約2割に当たる8棟だけだということです。

3月17日に日本国際博覧会協会が明らかにした大阪・関西万博の一般向け万博前売り券発売は約180万枚です。12日時点での販売実績820万6千598枚の2割強でしかありません。

都倉経団連会長は、前売り券の発売目標1千400万枚は行かないかもしれないと述

べています。

スタッフの person 費、会場警備費などの運営費 1 千 1 6 0 億円は、およそ 9 割を入場料収入で賄う予定だそうです、目標販売数の 8 割に達しなければ赤字になります。

また、万博の目玉となっている巨大木造リングは、万博会場をぐるりと囲む一周 2 キロメートル、高さ 1 2 から 2 0 メートルの世界最大級の木造建築です。日本の森林再生のためだとの触れ込みでしたが、ほぼフィンランド産で、総工費 3 4 4 億円です。

この目玉の大屋根リングの盛土が海水に侵食されていることが分かり、盛土が削られ、浸水すれば、リングの一部は海中に沈没しかねません。これでもかたばかりに問題が起こっているのが万博です。

本当にこのような場所に子どもたちを集団で遠足に連れていくことが果たして良いのか。安全・安心が本当に確保できるのか、開幕が近づいた今、問われています。

トイレも確保されておらず、バス駐車場から入口まで約 1 キロも徒歩移動が強いられます。休憩所は小学生優先で、中学生の熱中症対策が難しいとされています。ヒアリやガス爆発の危険性も払拭されていません。

このような状況の中、子どもたちの安全確保の視点から問題点を検証し、慎重に対応するべきだという声が学校関係者、自治体、保護者から湧き起こり、大阪府が会場に府内の子どもたちを学校単位で無料招待する事業について、参加を見送る学校や自治体が相次いでいます。

府内では、昨年 5 月以降、交野市と熊取町が会場までの移動の難しさなどを理由に、市町内の全小中学校で学校単位での来場を見送り、1 月 2 9 日には、吹田市も市内全小中学校、計 5 4 校での見送りを保護者に通知、島本町も中止を決めました。吹田市教育委員会は、児童生徒の昼食場所や待機場所での熱中症対策、団体行動の動線や点呼、待機場所の確保が不十分だと、見送った理由を説明しています。児童生徒の安全・安心を第一に考えれば、教育委員会として当然の判断だと思います。

ところが、磯長小学校、太子町立中学校は 9 月に行く計画とのことですが、山田小学校は、5 月に 1 年生から 6 年生まで全学年で行くことが決まっているとのこと。新 1 年生が大丈夫だと思っているのか、子どもたちの付添いが必要ではないのか、こう尋ねましたけれども、特に付添いを補充する考えを伺うこともできず、6 年生が 1 年生の世話をするとのことでした。

バスを降りて、一体どれだけ歩くのかご存じでしょうか。駐車場から会場入口まで、

先ほども申しました1キロメートルです。子どもの歩く速さは、小学生で1キロ進むのに15分から20分程度と言われていますが、保育園、幼稚園を卒園したばかりの児童が来場者で混雑する会場までの道を集団で歩くとになると、20分では無理でしょう。

トイレタイムを取るだけでも時間がかかりますし、大体トイレ数が少ないのですから、トイレに行きたくても行けるかどうかさえも分かりません。

このような困難が予想される場所だと分かっている、6年生に1年生の面倒を見させようとしているのでしょうか。

海外パビリオンは2割しか建設されておらず、リングを支える盛土が削られている。ごみの埋立て最終処分場ですから、何とも言えない臭いが漂っており、こんな場所で果たしてお弁当を食べることができるのか、暑さ寒さ、雨などの対策はどうなっているのかなど不安を上げれば切りがありませんが、このような状況だと分かった上で、山田小学校は5月に行くことを決めているのでしょうか。

太子町教育委員会は、他の自治体の教育委員会が感じる不安は、全く感じておられないのでしょうか。太子町として、府に万博に対する不安疑問点を直接投げかけているのでしょうか。何も聞いていないようでは、安全面を軽視していると思えないのですけれども、どうなっているのでしょうか。答弁をお願いいたします。

以前、何かあったときの責任の所在を本会議でお尋ねいたしました。教育長は、大阪府との連携により実施する児童生徒招待事業については、町立小中学校の校外事業と位置づけて実施するもので、それに伴う学校及び教育委員会の責任は、学校の遠足や修学旅行などと同様でありますと答弁しています。

ちょっと回りくどい言い方をしていますが、何かあったとき、教育委員会に責任がある、学校任せにしない、教育委員会が責任を取るということで間違いはないのでしょうか。今一度、何かあったときの責任は教育委員会にある、これを教育長に再度明言していただきたいと思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 万博の安全性に関わるご質問について、私のほうからご答弁申し上げます。

本町では、これまでの一般質問等でもご答弁させていただいておりますとおり、大阪府との連携により実施する万博児童生徒招待事業は、町立小中学校の児童生徒にとって

貴重な学びの場と捉え、校外学習の一環として参加を予定しております。

また、本事業に加え、大阪の子どもたちに入場券をプレゼントする万博子ども招待事業についても、大阪府と連携し、実施することとしておりますが、個々のご家庭での万博への来場につきましては、それぞれの家庭の事情などにより左右されるため、本町の子どもたちの体験の格差を生まないためにも、学校単位で万博へ参加することは重要であると考えてございます。

また、議員ご指摘のとおり、校外学習においては、遠足や修学旅行と同様に、安全を最優先として適切な対策を講じることが重要であると認識しており、今後も継続的に万博会場等での安全対策について確認を行ってまいります。

また、山田小学校の5月参加の件でございますが、これまで各校とも臨時の校外学習と位置づけ、検討を行うとご答弁のほう申し上げておりましたが、山田小学校におきましては、毎年実施しております5月の全学年合同での遠足の行き先を万博会場としており、6年生が1年生の世話をするとこの点についても、例年どおりの実施方法であり、異年齢交流活動として、縦割りの学習の一環として、移動時等の安全確認をより確実にするための工夫の1つとしております。

なお、単に6年生に負担をかけるという趣旨ではなく、あくまでも全てのグループに教員が付添い、全体の安全管理を担いながら、教員の指導の下、児童同士の助け合いを促すものとなっております。

なお、5月参加の山田小学校は、4月5日に全教員で下見を実施予定しており、9月参加の磯長小学校と町立中学校につきましては、夏休み中の下見を予定してございます。

また、万博児童生徒招待事業に係る責任の所在でございますが、令和6年6月議会においてご答弁申し上げましたとおり、本事業は町立小中学校の校外事業と位置づけ実施するもので、それに伴う学校及び教育委員会の責任は、遠足や修学旅行などと同様でございます。

なお、当然であります。本事業の実施は、その他校外事業と同様に、子どもたちの安心・安全を前提に行うものでございます。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 何の事業をすることに対しても、安全・安心を考えずにやるわけがないんです。

ただ、この万博には本当にこれで大丈夫なんかという声があって、もう取りやめてい

る自治体、学校がある中で、さあ、太子町はどうするんですかということをお尋ねしております。

9月時点では、まだ先がありましたので、貴重な学びの場という悠長な話でもよかったですけれども、もう1か月を切っている安全がまだ確保されていない、そういう状況であるのに、いいんですか。今、万博建設会場で何が起きているのか。どんな問題点があって万博遠足を取りやめている自治体や学校があるのか、これを教育委員会として選ぶのは、学校がやるかどうかという話ですから、小中学校に丁寧に説明すべきです。行かなければならないと思いつているのであったら、いえいえ、辞めてもいいんですよということを言うべきじゃないでしょうかね。

一般質問でも取り上げていますし、委員会の質疑でも問題点を指摘し、お示しをしています。

教育委員会は、小中学校に万博の問題点を説明した上で、現場の意見を聞いたのでしょうか。太子町では、現場の教職員や保護者、児童生徒の間で不安の声はないのでしょうか。

もし、そういう説明をしてないとするならば、教育長は、万博に対して安全であり、安心であり、これを確信しているから、間違いなく安全やからと思っているのでしょうか。これは普通の遠足のことを聞いているわけじゃないんです。万博は、これだけ騒がれて、安心・安全で、子どもたちが間違いなく、迷子になることもなく、トイレに行けずお漏らしをすることもなく、安全に行けると思っているのか、それを聞いています。

教育長に責任を持って対応する、そういう安全と思っているのか、答弁をお願いいたします。

この危険な万博の問題は、今、教育委員会、教育長に向かってゆっていますけれども、そこだけに問われているのではなく、太子町の町長にも問われています。

府内で暮らす4、5歳の幼児や、府内から府外の小中学校、高校に通う児童生徒らを万博に無料招待する事業を実施し、予算もつけています。特設サイトを開設し、保護者から申請の受け付けを始めています。太子町もこの事業に加担しています。この電子チケット購入方法が波紋を呼んでいます。

顔画像や指紋などの生体情報を第三者に提供する場合があると表示されます。取得する個人情報には、氏名、生年月日、顔画像や音声、指紋、LINEやXのアカウントやパスワード、既婚、未婚、子どもの有無、趣味、嗜好など多岐にわたります。これを、国

や協賛企業、外国政府に提供する場合があるというではありませんか。

万博協会は、関係のない目的の利用を許す趣旨ではない、こういう言い訳をしておりますけれども、規制緩和撤廃の未来の実験場にしたい関西万博、関西財界と維新の知事、大阪市長は連名で、大阪・関西万博関連事業に関する要望書に、個人情報が含まれるデータを連携、流通させるためのルール整備や規制緩和をと、はっきり明記しています。個人データが個人の営利に利用される懸念があるわけです。

それでも太子町として万博推進に加担するのでしょうか。児童生徒の安全は大丈夫なのか、命は守られているのか心配されていますけれども、万博開催時に、太子町の職員さんもイベントに駆り出されることになるわけです。交通アクセスに普通に不安がある、トイレも不十分、いつ、ガスが爆発するとも限りませんから、火を使うことも許されず、食事も満足に取れるかどうかですら分かっていません。

そこでお尋ねいたします。職員さんが何かあったとき、また、万博に無料招待する事業で申し込んだ子どもたちに何かあったとき、町長は責任を取る覚悟があるのでしょうか。万博に対して不安だらけの報道が多くされている中、町長はこれらの報道に対して、どう感じておられるのでしょうか。職員さんを危険な目に遭わせるわけにはまいりません。町長の万博に対する危険度の認識について、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 教育委員会事務局が所管する部分につきましては、私のほうからご答弁申し上げます。

議員お示しのとおり、府内において、万博児童生徒招待事業への参加または不参加を表明している自治体があることにつきましては、毎月定例で実施している太子町立学校園長会議などを活用し、教育委員会事務局から小中学校へ適宜情報共有を行い、学校との連携を密にしながら対応しているところでございます。

また、教職員や保護者、児童生徒からの不安の声などについても、学校長を通じて把握に努めており、現時点では、安全性を不安視する声などは届いていないとのことでございます。

なお、教育委員会といたしましては、学校の下見も含め、当然、万博の安全性を確認することとしてございます。

○議長（森田忠彦君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 政策総務部が所管する部分につきましては、私

のほうから答弁させていただきます。

太子町が実施しております、町内の4歳から17歳の子どもを招待する万博子ども招待事業につきましても、次世代を担う大阪の子どもたちが、未来社会の最先端の技術やサービスに直接触れる貴重な体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうためのもので、子どもたちの思い出に残るものであると考えております。

万博の安全面につきましては、博覧会協会において、防災基本計画を前提とした防災実施計画が策定されており、組織体制や気象への対応、地震、津波への対応、水・食料等物資の備蓄、船舶による代替輸送及び緊急時の傷病者搬送などが盛り込まれ、全ての来場者の安全を確保し、安心して訪れることができるように考えておられます。

また、太子町が出店するイベントにつきましても、職員も参加する予定であり、イベント会場での労働環境についても、博覧会協会や大阪府万博推進局と連携を図りながら配慮を行い、万博の成功に向けて、職員一丸となって尽力してまいります。

本町といたしましては、先ほどよりご答弁申し上げましたとおり、安全面の確保は最優先事項であると考えており、万博児童生徒招待事業や万博子ども招待事業、また、その他のイベントへの参加に係る会場等の状況や安全対策について、引き続き確認を行い、必要な対応を図ってまいります。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 万博が成功することは望みますし、子どもたちのいい思い出に残る万博になればいいとは思いますが、それがどうなんだというところが言われているわけじゃないですか。

災害時の対応、本当にあそこで起こったら、もう陸の孤島になっちゃうとどうするんだって。いや、船がありますなんていうことを考えておられますと言いましたけれども、リングの下の護岸が崩れているような場所です。船が着けるかどうか分からないような状況で、考えておられますは、できるということを保障するものではありません。

そういう意味では、安全・安心なのか。これは本当に神経研ぎ澄ませて考えなければならぬことだと思います。

松井氏が知事時代に、私の試案、そう言ったんですよ。そして、突然、夢洲を万博会場にしました。なぜ夢洲なのか。カジノ建設のためです。インフラとして万博を利用して何を造るんだと。この何が、というのがカジノのことだったというわけです。

多額の税金をつぎ込み、安全・安心を確認されない万博を押し進める根本的な狙いは、

子どもたちに思い出を残すためではありません。カジノ、ギャンブル施設を造るためだということをはっきりと指摘しておきたいと思います。

昨年の6月議会の万博についての一般質問で、5月1日には大阪府都市教育長協議会、大阪府町村教育長が緊急要望書を出すことを取り上げました。

その際の答弁では、児童生徒招待事業は、次世代を担う大阪の児童生徒が未来社会の最先端の技術やサービスに直接触れる貴重な体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらえるためのもので、子どもたちの思い出に残る学びの場であると考えている。当該事業における子どもたちの校外授業が安全・安心に参加できることを前提として、この絶好の機会を逃すことなく、太子町の子どもたちにかげがえのない貴重な経験をしてもらいたいと考えているとおっしゃっておられました。

これを今も言うというところに驚きです。開幕直前になっても、当時以上に安全・安心が脅かされている状況で、貴重な体験どころか、危険な経験をするかもしれないと、こんな危険なところには連れていけないと中止する学校が現れているのに行くんですか、こう尋ねているわけです。「いのち輝く」をテーマに掲げる万博が、子どもたちに命の危険を感じさせる事態になりかねない。これを心配しているからです。

教育長は、町立小中学校の校外事業と位置づけて実施するもので、学校及び教育委員会の責任は、学校の遠足や修学旅行となどと同等だと答えてくれておりました。

万博招待について、ある県の教育委員会の担当者の方は、小中学校の修学旅行先については、各学校がそれぞれの判断で決めていると、現場丸投げの無責任な態度だったそうです。

そういうことではなく、教育長、教育委員会に責任がある、そのことに間違いはないんですね。それを確認しておきたいと思います。

町長にも確認します。安全性について懸念することはないのでしょうか。職員さんを危険な場所に送り込むのではという思いは全くないのでしょうか。心配がないなら、はっきりと、これも町長の言葉で、責任を取ると明言すべきですけれども、皆さん、トップの方は答弁をしていただけませんでした。

私たち日本共産党は、今も安全性が確認されない関西万博の開始そのものの中止を求めています。今さら止められないと言う方もいらっしゃるかもしれませんが、命をかけてまで実施するようなものではないと思います。

また、その場所に子どもたちを大量に動員しようとしています。会場の安全性に対す

る懸念や不安が解消されない中で、遠足先とするべきではありません。子どもの安全第一、職員の命第一で、慎重に対応することを強く求め、この質問は終わります。

続きまして、2問目、道の駅の在り方について、住民に問うことを求めて質問いたします。

私たち日本共産党は、常に住民の声に耳を傾け、いつまでも住み続けられる太子町を目指してきました。

公共交通、循環バスを走らせてほしい、公民館を建て替えてほしい、太子町にも図書館をなどなど、私たち日本共産党は住民アンケートも実施し、住民の声を聞き、国や府、また、町政にも届け、実施へと力を尽くしてまいりました。

道の駅についてのご意見、ご要望も聞いています。

道の駅の活性化や住民が行くことができる道の駅であってほしい、遠いですからね。トイレをきれいにしてほしいという声が届いており、トイレの洋式化なども要望してきました。

2022年4月15日にはリニューアルオープンし、2024年4月からは、太子町観光・まちづくり協会は、営利を目的としない一般社団法人となり、道の駅の活性化も一定進んできたと思っています。

しかし、一方で、道の駅は竹内街道沿いの町の外れにあり、平日は道の駅に行くバスもないことから、車もなければ、行ったこともないという方もいらっしゃいます。

また、出入口がカーブする交差点近くということもあり、車の出入りが危険なのであまり行きたくないという声も聞いています。

道の駅を広くしてほしい、この声は残念ながら聞いたことがありません。

今議会でも農業支援策を求める質問がたくさん出ました。遊休農地は増え、イノシシなどの鳥獣被害もあり、後継者不足から農業人口が減っている危機感が議論されました。農家が減っている中、どれだけ太子町産の農作物を道の駅の店頭で並べられるか、そのことですら危ぶまれているのではと思っています。

それなのに、一体誰の発案で、突然、委託料だけで1千100万円も2025年度予算に計上することになったのでしょうか。ここに至って議論の経過はどうなっているのでしょうか。

リニューアルオープンから3年で、今の道の駅だとどんな不都合があるのか。そんな声が届いているのか、丁寧な説明が必要ですが、現状についての説明もありません。

4年前の町長の所信表明では、道の駅を拡張するという話はありませんでした。何と
言っていたか。

農業につきましては、現在、遊休農地が増加傾向にありますので、貸したい人、借り
たい人の仲買を積極的に進めるとともに、これなくなったんですけれども、これらを活
用した学校給食の地産地消にも取り組んでまいります。また、特産品であるブドウ、ミ
カンについてですが、特においしいブドウを作るには、匠の技ともいべき技術、手間
が必要であり、生産者の皆様のご協力を得ながら、ぜひともブランド化を実現してまい
りたいと考えております、こうおっしゃっておられました。

ところが、2024年の所信表明では、1期目に比べて随分踏み込んだ表現になって
います。

太子町の観光行政の中心的存在である道の駅近つ飛鳥の里・太子の機能強化も重要
な課題です。重要な課題となりました。太子町の道の駅は、地元の農産物や特産品が販
売されており、太子町の魅力を発揮する施設であります。設置から約30年が経過し、
設備の老朽化も否めません。その機能を強化することで、太子町の魅力を更に高めるこ
とができます。具体的な施策についてはこれからとなりますが、道の駅が町の情報発信
基地としての役割を果たすことができれば、南河内フルーツロードを活かした農業産業
振興の施策とも相まって、高い魅力発信のツールとなると考えておりますと、設置して
から、2025年、今で28年しかたっていない建物を、老朽化と表現までしております。

令和5年第3回定例会9月議会での追加議案、一般会計補正予算（第6号）で、道の
駅現状分析業務委託料65万円が計上されていますが、何を現状分析したのでしょうか。

先の3月13日の全員協議会での資料がその分析結果というのであれば、もっと
早く議会に示すべきではなかったのでしょうか。分析の一部だけではなく、全容を示す
べきです。一体これは誰の発案なのか。本当、答弁をお願いいたします。

物価高騰に対抗する住民施策が望まれているときに、道の駅の優先順位がなぜ急に高
くなったのでしょうか。太子町公共施設等総合管理計画、令和4年に一部修正されてお
ります。太子町公共施設個別施設計画、令和6年3月に改定されています。

これをネットで見ましたけれども、現在築28年ということもあり、リニューアルの
必要性は書かれていません。劣化度では、書かれている16施設のうち14番目ですし、
修繕については、修繕についてですよ、大阪府と協議検討するとあるだけです。

2013年の過年度調査結果による対象施設の部位別修繕優先順位では、優先順位最下位141番目です。断トツ1位、早く修繕しなければならないのは、誰が見たって思っていると思うんです。畑の集会所ですし、大字集会所の多くが優先順位の上位に並んでいます。劣化度も施設の重要度も低く、個別施設計画でもRC造の情報提供施設は、建築後23年を経過しているため、問題箇所については小規模な改善を行いながら、修繕については、大阪府と協議検討、40年目に中規模修繕を実施予定だと書いていますから、それでいくと、あと12年後だったわけです。突然、老朽化、劣化だと持ち出してきた根拠が分かりません。なので、誰の発案なのですかと尋ねているわけです。

また、二言目には、府の財政シミュレーションを基に、財政調整基金だけを数字の根拠に入れて、数年後には赤字になるかのような表を作り、財政難を口にしておられます。財政難だからと、効率的、効果的な行政運営、これも何かにつけておっしゃっているように思います。

この冬はいつもにも増して、夏が暑かったからかもしれませんが、寒さを感じました。昨日も、こんな時期に雪が降るなんて思ってもいませんでしたけれども、本当に寒い冬でした。

太子町役場の全体のエアコン設定は23度設定になっていて、うちの控室のあの狭い部屋ですが、朝からつけていても、帰るときになっても21度がいっぱいいっぱい、23度までいったことがありません。1日中、寒いままです。

ですから、仕方がないので電気ストーブを持ち込んだわけです。そんなこともできず、特に1階は寒くて、職員さんがダウンを着て仕事をしている状況です。また、本当ご覧になってみてくださいね、住民さん。段ボールで出入りする場所に扉を作り、少しでも足元の風、冷たい風を防ごうと涙ぐましい努力をしておられます。それだけの節約をして住民サービスを回す、それだけの節約を強いておきながら、この道の駅に対しては、拡張を検討するとはか思えない説明をしておきながら、国、府からの財政支援は含まれていないと言います。

拡張するとなれば、土地を買う必要も出てくることになります。財政の裏づけがないままで、全額太子町の基金から繰り入れる借金をすることを前提に進めていいのでしょうか。

財政が厳しい、殊更言いますけれども、この言葉と矛盾するのではないのでしょうか。それもですよ、優先順位が低い道の駅に対してですから、なぜなのか、この疑問は、

ここにいる多くの人、職員さんも住民さんも共有できるのではないかと思います。

疑問が尽きず、そのことが問われています。なぜ議会にも十分な説明もないまま、フルーツロード周辺で、拡張ありきで話を進めようとしているのでしょうか。

この場を通じて、議会にも、傍聴に来ておられる住民さんにも、担当ではないから分からない職員さんもおられると思います。皆さんに理解できるように、一体誰の発案なのか、どうしてこういうことを進めようとしたのか、町長の答弁を求めます。

○議長（森田忠彦君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 道の駅の議論につきましては、令和5年6月議会の建石議員の一般質問での答弁にありますように、施設や設備の劣化に加え、令和4年度に太子町観光・まちづくり協会が実施した利用者アンケートでのトイレの改善、休憩スペースの拡充、農産物の品ぞろえの充実といった意見を踏まえた課題を検討するため、令和4年11月に大阪府と本町で道の駅の活性化に向けた勉強会を立ち上げ、機能強化に取り組んでいる先進事例の調査や道の駅の強みや弱みの分析と共に、南河内特産品であるフルーツを活かした食の提供、更には、健康増進などを目的としたサイクルツーリズムとの連携など、機能強化の方向性について議論しました。

また、令和5年度からは検討会に改め、太子町の観光まちづくりを支える拠点とともに、農や自転車などを活かした南河内地域の広域的な拠点を目指し、利用者ニーズの調査や整備手法の検討などを踏まえ、具体の機能強化策について議論を進めたところです。

このように、大阪府と共に行政管内での活性化に向けた検討を行った結果を受け、町内関係者と共に、道の駅再整備に向けた検討をスタートさせることといたしました。

ご指摘のとおり、現在の経済状況や、公共施設個別施設計画における道の駅施設の整備最優先度などは十分理解しております。

しかしながら、太子町では、道の駅を特産品や観光資源のPR拠点として地域の活性化を担う重要な施設と位置づけており、その活性化は、必ず地域経済の底上げと特産品のフルーツを中心とした地域の農業振興につながるものと考え、この度の再整備の検討に至ったものです。

なお、道の駅の活性化に当たっては、国や府が重要施策と位置づけ、各省庁や関係機関による補助金等の支援メニューも準備されておりますので、財政運営への影響に十分配慮しながら、様々な事業手法についても調査研究してまいります。

今後につきましては、道の駅の取り巻く現状と課題を踏まえつつ、関係する皆様の意

見を参考に、今後の道の駅の在り方や課題に対する方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 拠点を目指すということはいいと思いますよ。大阪府とも相談するのもいいと思いますよ。駐車場、トイレは大阪府ですから。そういうことを相談しなくても、トイレを今すぐにでもきれいにしていただければ、それはそれほどうれしいことはありません。関係者の皆さんとも本当に相談していただければいいと思うんですよ。ただ、でも、なぜ大きくしやなあかんのか、そこが分かりません。

特産品、これは必ず太子町の底上げになると言いました。農業振興にもつながると、考えると言いました。いや、そうなってくれたらいいんです。でも、そこには仕掛けが要るんじゃないですか。

農業振興につなげたいと思っても、農家の方は後継者がいらっしゃらなくて、高齢化が進んでいて、もう手放すしかないかなという方に、では、後継者をつくってもいける仕掛けが要るんじゃないですか。

そういうこともなく、何か希望だけで、ばら色の希望があるかのように、また、売場を広げれば、農業が自然に広がり、特産品もできるかのような、ちょっと逆の発想じゃなく、まず、今ある農家の皆さんお一人おひとりを助け、農家の皆さんの声を聞くところから始めるべきじゃないでしょうか。何かどうも建物から考えているように聞こえているので心配しているわけです。

1千100万円もの委託料ですから、入札もかけてもらわなければならないと思います。現在の道の駅の場所での拡張ありきではないとか言われるんです。いや、それだけ考えていませんって。拡張するかどうかはこれから判断してもらっても言われるんです。

ところが、でも広がったらという計算してるんです。場所は、現在の場所に限らないとおっしゃるんですが、ほかの場所を検討した痕跡はありません。当初予算にこの道の駅の予算が上がってから、様々なことをこうやっておっしゃっているわけですが、どこにするか、そもそもやるかやらないか、農業が衰退してきているのに、農家の皆さんお一人おひとりにその手だても取らず、売場だけを広げてどうするのか。

車などの通行客、よそからの方が6割いらっしゃるということでした。住民の方で4割、4割の住民さんしか行っていませんし、本当に行ったこともない、行くこともできない、現在の場所にある道の駅を整備する必要があるのか、何より財源の裏づけがあり

ません。では、どうするんだということは、住民の皆さんに聞くべきじゃないでしょうかね。

老朽化は考えなくても大丈夫です。老朽化を持ち出すこと自体が間違ってるんじゃないですか。だって、優先順位、最下位ですよ。道の駅老朽化対策をするなら、もうそれ最下位なんですから、町内全ての施設を老朽化対策しなけりゃならないじゃないですか。

磯長小学校、卒業式行きましたけど、あの体育館にエアコンをつけてくれるのはうれしいんですけども、あそこに災害時に行けるのかという、随分老朽化していますよ、土も落ちていますし。そういうところのほうが先じゃないんですか。

先ほども言いましたけど、畑の集会所をご覧になったら、皆さん、それは急いでやるべきやと思うんですよ。そういうところがあるのに、なぜ、道の駅なのか。

そういうことで、施設のことをどうするかって考えるのであったら、再整備検討委員会委員を公募して、議会の議員も含めてもらって、1年かけて整備が必要かどうか、場所はどこがいいのか、太子町のまちづくりにとってどのような利点があるのか、何より国や府からもらえる補助制度はないのかなど、じっくり議論をする1年を過ごせばいいのではないのでしょうか。

住民の方にもしっかり聞いてみてください。タウンミーティングを開いて、尋ねてはいかがでしょうか。

国からの補助もないのですから、何年度中に考えなければならない。こういった縛りもありません。だったら、良い結論を得るために議論を尽くせばいいと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。何か急がなければならない理由があるのでしょうか。

山本家住宅有効活用について、一般質問でもありましたけれども、これについては、2月21日の全員協議会で説明がありました。100年先につながる地域をつくろうというNIPPONIA事業を進めるとのことです。

説明の中には、地域の生業が繁栄して継続ができるよう、地域産業の活性化、新たな観光産業の形成、地域の生業の創出、移住者・滞在者の循環に取り組むとあります。また、町全体を面的、段階的に開発していくというではありませんか。

点を面にするために、太子町のポテンシャルを調査するということです。点には道の駅も含めてもらったらいんじゃないんですか。この事業はNOTEという会社に委託するということですが、山本家住宅調査委託料は110万円です。何も見当もつかない、これからどうするかも分からない、道の駅に対する委託料が1千100万円は10倍。

結果、もし、1千100万を使って何もしない、このままでいいという結果となったとき、あまりにも無駄なお金になるんじゃないかと危惧します。

せっかく山本家住宅調査をするに当たって、町内全域のポテンシャルを調査するというのですから、道の駅についても存分に調査対象にしてもらい、この結果が出てからの来年度以降でも遅くないと思うのですけれども、急ぐ理由、どうお考えでしょうか。

本当にどうなるかも分からないし、知らないことがあまりにも多過ぎる中、また、財政が厳しいというのであるならば、町財政負担が大き過ぎると思うんです。十分に住民、議会に説明の上、道の駅活用を今後どうするか考えるべきだと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 地域活性化推進担当部長。

○地域活性化推進担当部長（堀内孝茂君） 本町の道の駅は、開設より27年を経過しており、取り巻く環境も大きく変化している状況であり、持続可能な道の駅として、どのように活性化を行っていくかは重要なテーマと捉えております。

令和4年度以降、運営事業者として、現在の一般社団法人太子町観光協会が担うこととなり、売上げも順調に伸びている状況ですが、経年劣化が進んでいる施設や設備の現状、今の道の駅に求められている地方創生、観光、防災機能などを踏まえ、今後の機能強化や施設の再整備について議論を深めることは肝要なことと考えております。

当然ながら、道の駅活性化の検討には、太子町のにぎわいや観光振興の一翼を担う町内関連施設の活用状況も踏まえながら検討を進めるべきことは十分認識しております。

今後におきましても、広く関係者のご意見を聞きながら、道の駅の活性化に向けた検討を進め、とりわけ経費の執行については慎重に進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 西田議員。

○4番（西田いく子君） 関係者に聞くだけでなく、住民さんにも聞いてくださいという事です。

どのように活性化を行うのか。それは小さな枠だけで考えるんじゃなくて、みんなで考えましょうって。これは必要だ、肝要だと言うのであれば、その意義をちゃんと伝えてください。こうなるかもしれんって、道の駅がきれいになったら、農家が潤うかもしれん、底上げになるかもしれんって、そういう不確かなことで、何億もかかるん違いますか、土地なんか買っていたら。そういう事業を進めていいのかということをお尋ねしているわけです。

やったらあかんと言っているわけじゃなくて、やるからにはいいものをつくるという方向で行くならば、最後、もう一回聞きますよ。これ急がなあかん理由があるのか。急がなあかんことないと思うんですよ。だって、お金くれるところ、どこにもないんですから。太子町のお金を使うだけなんですから。それなのに急いで進めようとする。意味がよく分かりません。それを教えてください。

太子町の公共交通、これ、まちづくりの土台にして、どう住民が利用しやすい公共交通にするかを議論しています。それなのに、自動運転バスの話。これ、大阪府によって進められてきました。このときに、これを府の方に直接お尋ねしましたけれども、府が推し進めてきているんですから、財政措置、この自動運転バス走らせる財政措置してくれるんですねと聞いたら、分かりませんと言われたんです。

また、3町村の未来協議会、ここも勝手にやっていらっしゃるんですけど、住民も議会も置き去りにしたまま、もう前提は、合併も検討課題、こう加えて、ここも3町村の町長さん、村長さんが、わいわい議論を言ってるのかなと思ったら、大阪府が議事進行役となって話合いが進められています。大阪府が主導です。

一体太子町政は、どこを向いて、どこの誰の意見によって運営されているのでしょうか。

自動運転バスを走らせてほしい。住民さんから聞いたことはありません。太子町をなくす、合併賛成。これも住民さんから私は聞いたことはありません。

道の駅を拡張してほしい。現在携わっている住民さんの中には一部あるかもしれませんが。それはそうかと思います。でも、議員を含め、全住民のものにはなっていません。

万博も、言わせてもらいますが、機運醸成に一役買わされているわけですがけれども、安全・安心が確保されているのか、府に問いただそうともせず、府の言うままです。何かあったときの責任をどうするのか、結局、教育長も町長も答弁に立っていただくことができませんでした。

大阪府に顔を向けて、太子町の住民には背を向けている。こんな町政でいいのか。このことが問われています。

住民が大切、住民福祉の増進のために、私たちはこの場にいる。私は、職員さんもそのために働いておられると思うんです。住民の皆さんに喜んでもらえる施策を進めることが職員さんの喜びになるんだと思うんです。

町長もそう思っているのだとしたら、この道の駅整備は、住民の声を聞くことから、や

ったらあかんじゃなくて、いいものを造るためにも、住民の声を十分に聞くことから始めるべきだと思うんです。

最後、町長から、やろうと言うからには、億からかかるお金を、しようと言うからには、町長の思いをお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

道の駅につきましては、私が就任してから、運営事業者をプロポーザルで募集いたしました、その後、新しい運営事業者がリニューアルオープンした結果、順調に売上げのほうも延ばさせていただいております。そういった現況がございます。

そういった意味では、道の駅に関しては、先ほど、西田議員ありましたように、農業が衰退しておるとかということではなくて、道の駅については、出荷していただいている農業者さんの数も順調に延ばさせていただいているというような状況が、まずございます。

そして、道の駅の役割そのものは、設置した当初、これはちょっと議会の委員会でも述べさせていただいたんですけれども、ドライバーさんの休憩所を全国に設置していくやというのが出発だったかなというように思います。その後、いろいろな形で、地域の重要な活性化を担う施設という位置づけになってまいりました。

そういった中で、近隣にもかなり大型のそういった道の駅もできてございます。そういった流れの中で、うちが果たしている道の駅の機能として、しっかりと地域の活性化に十分寄与できているのかというところがございます。

そして、以前から、見ていただいたとおり、駐車場が狭い、また、売場面積が狭いということで、この間に売場面積の拡張もさせていただいたこともございます。

しかしながら、まだ十分な状況とは言えないというように、私自身思っております。

そういった中で、今後、太子町の道の駅をどうしていくかというところをしっかりと議論していかなければならない。それは、ある意味、私に課せられた責務でもあるかなというふうに思っております。

そして、これからどうしていくかについては、まだ、正直、答弁でも申し上げてます、拡張ありきということではなく、しっかりと議論を重ねながら、今後どうしていくかというところをしっかりと進めていきたい。

当然ながら、国、そういったところからの補助のメニュー、そういったものもしっか

りと活用する、そこも当然検討はしていくという、町の持ち出しだけでは決してないというところがございます。

そして、いろんなことをお聞きになっていたのも、NIPPONIAのことにつきましては、あくまで今回、110万円、調査費を上げさせていただいておりますけれども、それはNIPPONIA事業として、古民家の有効活用という中で、宿泊施設とか、そういった中で、町の歴史的魅力とかそういったものも含めて、山本家住宅を中心に、そのほかの施設もどういったポテンシャルがあるのかと、そういったところを調査していただくということでございまして、観光についての道の駅とかそういったことは調査の対象ではないということをご理解いただき、活用は当然していきますけどね。こういったところもあるので、あんまり言うたらあかんけれども、いろんな宿泊施設とかそういったところも、温泉とかそういったところも考えていただけるのではないかなというふうには思っておりますけれども、そういった道の駅に関して、その活用について考えるというようなことではないということをご理解いただきたいというふうに思っております。

万博も言いましょうか。万博については、先ほどありましたが、答弁する機会がなかったもので、当然、最終的には町として責任があるというところはしっかりと受け止めておりますので、ご答弁をさせていただきます。

今後、道の駅についても、どういった形になるかは未定になっておりますけれども、進めるに当たっては、当然ながら、いろんな住民の方のご意見、そして、議会のご意見をいただきながら、予算執行についても慎重に行っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） これにて、西田議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は放送にてお知らせいたします。1時でございます。

（午前11時47分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（森田忠彦君） それでは、再開いたします。

次に、6番目、辻本議員の質問を許します。

辻本議員。

[5 番 辻本博之君 登壇]

○ 5 番（辻本博之君） 議席番号 5 番、公明党、辻本博之です。通告により一般質問をさせていただきます。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

初めに、先月 2 月 26 日に岩手県大船渡市で発生した大規模山林火災で被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。2 週間後の 3 月 10 日に避難指示が全面解除になりましたが、平成以降に発生した山火事では国内最大規模になり、現在も多くの方が避難生活を続けられております。一日も早い復旧・復興が望まれます。

近年は毎年のように全国各地で自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しております。その中であって、防災・減災対策への取組が非常に大切になります。

避難する際、どう行動すべきか、何が必要かなど、自身が考えなければならないことが多くあります。避難所生活がどのようなものなのか。一人ひとりが防災意識を高めることが必要ではないでしょうか。

生活はそれぞれです。しかし、避難所生活となると、ある程度の集団生活となります。普通とはかけ離れます。避難生活であっても、少しでも快適に過ごせるように日頃から意識をすることが大切です。

そこで、今回は、災害時の円滑なペット避難と自治体の対応について質問をいたします。

現在の日本において、少子化、核家族化などでのコミュニティの減少、住環境の充実など、様々な理由からペットを家族の一員として暮らす家庭が増えています。ペットを飼うことで、ストレスの軽減や幸福度が高まり、日々の充実につながるなど、多くのメリットがあります。ペットの飼養には、全面的に飼い主に責任がありますが、急な災害が発生した場合の避難については、過去の事例から見ても多くの問題がありました。

2011 年、東日本大震災では、飼い主と一緒に避難ができなかった多くのペットが犠牲になりました。また、ペットの受入れ体制が整っていない避難所が多く、避難する場所やペットのための物資、避難者同士の相互理解、そして、避難後にどう飼養していくかなど、様々な問題トラブルが発生しました。

また、2016 年に発生した熊本地震では、東日本大震災で得られた課題を教訓として、制度や意識の改善はあったものの、避難所の居心地の悪さから、ペットと共に車中泊で避難し、エコノミークラス症候群を発症するケースが相次ぎました。

このようなことから、ペットと飼い主と一緒に過ごせる同一避難を受け入れている自

治体もでき、避難所施設をフロアで区切り、周囲に気を遣わず過ごせるスペースの確保など、工夫されています。また、自治体など公的機関だけでなく、民間に受入れ施設を設けるなどの取組が進んでいることもあります。

避難所は、子どもや高齢者、持病や障がいのある人といった様々な人がいます。人命が何よりも大切です。ただ、動物やペットによって支えられている人は多い。ペットも救うことが、そうした人たちを救うことになるのではないのでしょうか。人とペットの適切な居場所づくり、お互いが思いやることのできる避難所づくりが必要と考えます。

そこで質問いたします。今、太子町では、避難所として想定される場所が何か所かありますが、ペットと共に同行避難してきた方々へはどのような対応をされるのでしょうか。お答えください。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 災害時におけるペット避難の対応につきまして、私のほうからご答弁申し上げます。

なお、今回の答弁において、ペットを飼育することを国のガイドラインなどにある、飼養と表現させていただきます。

議員がおっしゃるとおり、住民にとってペットを飼養することには多くのメリットがございます。また、ペットも多様化し、多くの種類が飼養されており、飼養方法も様々でございます。

災害が発生した際には、被災の状況などにより避難所の開設状況も様々で、過去の災害事例の報告を見ますと、避難所にペットを連れた避難者が一定数おられたことが分かります。また、反対にペットがいることで避難所に行けず、体調を崩された方がおられた事例もございます。

地震などによる大規模な災害が発生した際は、避難所に多くの方が避難され、共同生活をするようになります。

被災者の中には、ペットの同行を望む方がおられる一方で、動物が苦手な方や動物にアレルギーのある方もおられることも考えられますが、いずれも同じ被災者として、共に災害を乗り越えられることが重要であると考えます。

本町の避難所につきましては、ペットを避難所の室内に連れて入ることはできませんが、ペットを同行して避難することは可能としております。

しかしながら、避難所はペットの同行を前提とした施設、設備となっていないことか

ら、それぞれの避難所において工夫や配慮が必要であると考えます。

ペット同行の避難者があり、避難者が少ない場合などには、一旦避難所の屋外区域等にペットの受入れを行い、避難者が多くなったり、他の避難者からのペットに対する意見があるときなどには、検討協議が必要になると考えてございます。

また、本町では、長期の避難が必要となるような災害が発生した場合には、避難者の人数や年齢などの状況が異なることから、避難された方々を中心として、状況に応じた避難所のルールづくりなどの運営を行っていただくことを基本としており、ペットの同行避難につきましても、避難者によるルールづくりが必要であると考えてございます。

避難所ごとのルールを検討していただく際には、決めるべき項目のリストや配慮が必要となるポイントなどを示すと共に、ペットの同行についても、避難所全体の状況に加え、飼養場所や餌やり、散歩なども踏まえて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（森田忠彦君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございます。避難者に寄り添い、更なる充実したサポート体制をよろしくお願い申し上げます。

次に、ペットの災害対策ガイドラインの普及啓発について質問させていただきます。

先にも述べましたように、ペットを飼う上で全ての責任は飼い主にあります。災害が起こったときの自身や家族の身の安全確保と同様に、ペットの安全確保においても普段から考え、備えておく必要があります。

しかし、いつどこで発生するか予想のつかない自然災害、もしも、自分が被災して自宅から避難することになったら、ペットは自宅に残していくのか、連れて行ってよいのか、何か決まりがあるのか、実際に同行避難しようとなったときは何を持っていくのかなど、分からないことも多いのではないのでしょうか。

災害が起こってから、必要なものや情報を集めるのはかなり困難であり、日頃からの防災対策が特に重要となります。いざというときに慌てないように、日頃からのしつけやワクチン接種、同行避難するためのキャリーバッグやケージに慣れさせておくなど、今からでもできる災害対策はたくさんあるはずです。

円滑な避難を促すために、自治体として、飼い主に対し、ペットの飼養、管理方法を普及啓発しておくことが大切だと考えます。

2011年3月11日、多くの方が犠牲となった東日本大震災から今年で14年がた

ちました。

先日のテレビでは、被災された方が、後悔しないよう、できる限りの対策を取っておきたいと語っていました。

自然災害に対して、私たちは備え以上のことはできません。最悪の事態を少しでも軽減できるよう、町としても対策を講じるべきではないでしょうか。

そこでお聞きいたします。現在、町として、ペットの災害対策ガイドラインをどのようにされているのか、お答えください。

○議長（森田忠彦君） 政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 現在、本町独自のガイドラインは定めてございませんが、環境省が定める人とペットの災害対策ガイドラインを活用し、災害時の対応準備など、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

また、人とペットの災害対策ガイドラインでは、災害時の対応は飼い主による自助が基本とされております。

ペットを飼うことで、他人の迷惑にならないようにする適正飼養を継続するために、議員がおっしゃるとおり、平常時からの防災対策として、飼養場所の検討やペット用の避難用品、備蓄品の確保、同行避難する上での十分なしつけや準備などの必要性について啓発を行うように努めてまいります。

いずれにいたしましても、繰り返しとなりますが、ペットを飼う方も、そうでない方も、同じ被災者として共に災害を乗り越えられることが重要であると考えてございます。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 辻本議員。

○5番（辻本博之君） ご答弁ありがとうございました。

最後に、避難する状況にならないことが一番でございます。もし、災害が起きたとき、落ち着いて皆が行動できるよう、様々な場合を想定した町での避難訓練やセミナーの開催、町ホームページ、また、広報などで広く啓発していくなど、平常時からの防災対策を太子町全体で取り組んでいただきたいと思います。私の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田忠彦君） これにて、辻本議員の質問を終わります。

次に、7番目、松井議員の質問を許します。

松井議員。

[6 番 松井謙昌君 登壇]

○6番（松井謙昌君） 議席番号6番、たいしにぎわう会の松井謙昌です。通告に基づきまして質問を行います。理事者におかれましては、適切なご答弁をお願いいたします。

まず、災害が発生した際の指定避難所となる町立小中学校の体育館への空調設備の整備について、お伺いいたします。

令和7年度予算に安全・安心の確保に関する取組の1つとして、指定避難所である小中学校の体育館への空調設備の整備を進めるため、小中学校体育館空調設置工事設計委託を上げておられますが、対象としては、太子町立中学校、磯長小学校、山田小学校の全3校分ということでしょうか。

また、小中学校のトイレ改修工事は、磯長小学校が令和2年度から令和4年度に、山田小学校が令和5年度から令和6年度に施行され、太子中学校が令和7年度から令和8年度に施行予定というように、順次、計画的に施行されますが、空調設備の整備スケジュールについては、令和7年度に実施設計を行い、令和8年度に全3校分の工事を実施されるということでしょうか。

更に、空調設備は電力消費に経費を伴うため、令和7年度の実実施設計においては、それぞれの体育館の規模に応じた過不足のない機能・能力を備えた設備となるよう設計していただき、令和8年度の工事においては、授業や学校行事への支障をできるだけ少なくするため、夏休み期間中に全3校とも実施し、まだまだ暑さの厳しい夏休み明けから早速稼働できるように進めていただきたいが、いかがでしょうか。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 町立学校体育館の空調設置工事のご質問について私のほうからご答弁申し上げます。

まず、この度、令和7年度当初予算案において計上してございます小中学校体育館の空調設置工事設計委託でございますが、議員お示しのとおり、町立中学校、磯長小学校、山田小学校の3校について実施設計を行うものでございます。

空調機設置の目的は、平常時には、学校教育の中で、授業、行事、中学校の部活動等において、熱中症などの危険から児童生徒を守り、快適に利用できる環境を整えること。また、災害発生時には、避難所として指定されている学校体育館において、避難者の安全と健康を守るための環境を提供するものでございます。

この度の実実施設計でございますが、空調機本体の整備に加え、その機能・能力をいか

んなく発揮するために、各学校体育館の現状に応じた断熱対策につきましても、整備工事を行う内容を含んでございます。

工事につきましては、3校とも令和8年度に実施する予定で、工期は、事業や学校行事などの学習活動への影響を最小限に抑えるため、夏休み中に着工し、早期の竣工を目指してまいりたいと考えてございます。

○議長（森田忠彦君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） ありがとうございます。

この空調設備整備事業は、その目的を災害発生時の指定避難所である小中学校の体育館を対象とされていますが、避難所に指定されていない総合体育館についても、これまで議員の多くが提案し、関心を持たれています。

夏場の利用者の熱中症などの危険回避や安全確保のために、空調設備は必要と考えます。近隣の自治体の総合体育館でも、空調設備の整備は進んでおります。

小中学校に続けて、ぜひとも総合体育館についても整備を進めていただきたいのですが、お考えをお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） ご質問の災害発生時の避難所に指定されていない総合体育館につきましては、老朽化が進んでおり、利用環境の改善が求められています。

このため、令和7年度、施設全体の老朽化改修に向けた基本設計を実施し、必要な改修内容や工事計画の具体化を進め、令和8年度では実施設計を、令和9年度で改修工事を予定しております。

また、先般の全員協議会でご報告させていただきました利用者のご意見を把握するためのアンケート調査においても、空調設備を求める声が多く寄せられていることに加え、利用者の熱中症対策や快適な施設利用の観点からも、空調設備の整備が重要であると認識しており、総合体育館への空調整備につきましては、財源の確保も含め、総合的に判断し、早期実施に向け、検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（森田忠彦君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） ありがとうございます。

小中学校の体育館の空調設備の整備については、例えば、令和7年度の実施設計が終了すれば、できることなら直ちに1校でも令和7年度から工事にかかっただけであればと思っております。

また、空調設備は電力消費に経費を伴うため、太陽光発電設備などの導入も併せて検討していただきますよう要望しておきます。

次に、町立学校教室の照明のLED化について伺います。

本町では、小中学校において、これまで1人1台タブレット端末機の配置、トイレの改修を順次、計画的に進めてこられ、更に、学校体育館の空調設備の整備を計画的に進められるということですが、一方、教室の照明は現在、蛍光灯が主であります。

この蛍光灯が令和9年末までに生産が終了されることから、それ以降の入替えなどへの対応は、一時的には蛍光灯を蓄えての対応が考えられますが、現実的には基盤、安定器も含めたLEDへの切替えが必要と考えます。

本庁舎やこの度改修を終えた竹内街道歴史資料館ではLED化が図られていますが、この蛍光灯の生産終了は、各家庭や事業所など、あらゆる建物の照明に関わってくるようになります。

製造メーカーをはじめ、国、自治体、企業などの動向を注視しながら、ESCO事業の活用など、手法も含め検討していただく必要があるかと考えますが、目下のお考えをお聞かせください。

○議長（森田忠彦君） 教育次長。

○教育次長（東條信也君） 町立学校教室の照明のLED化のご質問について、ご答弁申し上げます。

現在、町立小中学校におきましては、先ほどの議員ご質問にありました体育館の空調設備はもとより、トイレの改修工事を令和2年度から令和8年度まで実施、また、GIGAスクール端末の入替えを令和7年度当初予算案で計上しており、計画的に事業を推進しているところでございます。

町立学校施設の中で、現在、照明がLED化されている施設は、山田小学校の体育館のみとなっております。

そのほかには、修繕等で必要になった箇所をLED化したものが若干ございますが、現状としては、ほとんど蛍光灯となっております。

議員ご指摘のとおり、令和9年には蛍光灯の生産が終了する予定となっております。一般的には、蛍光灯の2027年問題と言われておりますが、具体的には、蛍光灯には水銀が含まれており、破損時に人体や環境に有害な影響を及ぼす可能性があることから、令和9年末をもって、蛍光灯の生産と輸出入が禁止されることとなっております。

生産が禁止された後は、市場の在庫のみが販売されることとなり、蛍光灯自体の不足や価格の上昇により、学校施設のみならず、日本国内全ての家庭や事業所に大きな影響を及ぼすことが考えられていることから、蛍光灯の代替品としては、LEDの導入を検討する必要があります。

ご存じのとおり、LED照明につきましては、消費電力が非常に低いため、エネルギーコストを効果的に削減することができ、更には、蛍光灯よりも長寿命であり、交換頻度が少なく済むため、メンテナンスコストについても削減することができます。

また、有害物質を含まないため、リサイクルが容易なことから、環境への影響を最小限に抑えることができます。

本町におきましても、学校施設の照明のLED化は、SDGsの推進や、将来的な電気料やメンテナンスの負担軽減につながるメリットがあると考えてございます。

しかしながら、学校施設の照明全てをLED化するためには、大きなコストがかかることから、今後、令和9年に向け、国、他の地方自治体や、メーカーなどの動向を注視し、情報収集に努め、LED照明導入の手法や財源の確保などについて、積極的に調査研究してまいります。

○議長（森田忠彦君） 松井議員。

○6番（松井謙昌君） 答弁ありがとうございました。これで私の質問を終わります。

○議長（森田忠彦君） これにて、松井議員の質問を終わります。

次に、8番目、早瀬議員の質問を許します。

早瀬議員。

〔8番 早瀬和信君 登壇〕

○8番（早瀬和信君） 議席番号8番、なごみの会、早瀬和信です。通告に基づきまして、質問をさせていただきます。理事者各位におかれましては、適切なご答弁を賜りますようお願い申し上げます。

私は、長年にわたり、本町の商工業振興に関わらせていただいておりますが、その中で、観光振興及び太子町のプロモーションの重要性を強く感じております。

近年、人口減少は経済成長の鈍化や労働力不足を引き起こし、更には、社会保障制度への負担増大という深刻な問題を招いております。

その結果、地域の活力が低下し、公共サービスの維持が困難となる可能性があります。

加えて、少子高齢化の進展により、世代間のバランスが崩れ、地域コミュニティの崩

壊や町内の各種事業の継承が困難となるおそれがあります。

これらの課題に対し、持続可能な社会を構築するためには、早急に対策を講じることが求められています。

そこで、本町の観光振興に関してお伺いさせていただきます。

太子町観光まちづくりビジョン（後期）における目標の1つとして、「くらしの舞台」として選ばれる町を目指すことが掲げられております。

その目標達成に向けた具体的な方策として、マーケットニーズを踏まえた事業展開が求められ、関わった人、体験した人の町内外への口コミや、SNSを活用した情報発信が活発になり、町民や交流した人々を発信元とした地域経済にも寄与し、関係人口が増大する観光まちづくりを展開すると記載されています。

この計画は、令和8年度までの期限で進行中であると認識しておりますが、現在までの成果指標に対する進捗状況と、マーケットニーズを踏まえた事業展開について、現時点での状況をご説明いただけますでしょうか。

○議長（森田忠彦君） まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（鳥取勝憲君） 太子町観光まちづくりビジョンにおける成果指標の状況と新たな事業展開について、私のほうからご答弁申し上げます。

ご質問にもありましたとおり、太子町観光まちづくりビジョン（後期）の目標達成度を示す指標として、観光消費額と太子町ファン人数という2つの指標がございます。

その現状についてでございますが、まず、観光消費額につきましては、道の駅近つ飛鳥の里・太子の純売上額を指標値としており、令和2年度の実績5千763万円に対し、令和8年度における目標を8千万円と設定しておりますが、令和5年度の実績で9千191万円となっております。

また、太子町ファン人数は、太子町観光協会ホームページのユニークユーザー数を指標値としており、令和2年度の実績3万8千599人に対し、令和8年度における目標を4万3千人と設定し、これも令和5年度の実績で、既に5万7千264人となっております。

このように、「くらしの舞台」として選ばれる町を目標として、地域経済に寄与し、関係人口が増大する観光まちづくりに向けた取組の2つの生活指標は、共に目標値を超え達成している状況です。

次に、マーケットニーズを踏まえた事業展開については、住民も来訪者も満足できる

まちづくりとなるため、太子町観光協会と連携しながら、特産品や体験コンテンツの開発として、町の基幹産業であるフルーツを中心とした農業や自然、歴史などの観光資源を活用した取組を進めているところです。

また、太子聖燈会や竹内街道灯路祭り、及び、マルシェ d e たいしなど、地域ににぎわいをもたらす住民手作りのイベントの実施、インスタグラム、フェイスブックなどのSNSを活用した太子町の魅力発信など、新たな太子町のファン人数の獲得を進めているところでございます。

今後におきましても、太子町観光協会との関係を維持しながら、住民の皆さんや太子町のファンの方々を中心とした太子町の魅力発信を積極的に行い、「くらしの舞台」として選ばれる町を目指しながら、引き続き持続可能な観光まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森田忠彦君） 早瀬議員。

○8番（早瀬和信君） ありがとうございます。マーケットニーズを的確に捉えた事業展開が進み、設定された2つの成果指標も大きく上回っていることを大変喜ばしく思います。関係者の皆様の努力に深く敬意を表します。

先日、道の駅を訪問し、そこでキッチンカーを運営されている事業者の方と意見交換を行いました。

その方は、最近創業された町内在住の方で、現在は、順調にお客さんが増えている段階とのことでした。

こうした新たな事業者が地域で活躍し、道の駅のにぎわいが更に増すことは、太子町全体の活性化や地域経済の好循環につながるものと期待しております。

そのためには、単に現在の成果指標を達成することを目標とするのではなく、より長期的な視点で、持続可能な取組を推進していただくことが重要だと考えます。

特産品を活用した新たな商品開発や地域資源を活かした観光コンテンツの充実など、更なる発展のための施策を積極的に検討すべきではないでしょうか。

本町の観光振興について、今後どのように展開していくのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） 町長。

○町長（田中祐二君） 私のほうからご答弁をさせていただきます。

太子町観光まちづくりビジョン（後期）の目標である、「くらしの舞台」として選ばれる町に向けた今後の展開については、今まで取り組んできたことを継続しつつ、新たな取組についても積極的に進めていく必要があると考えております。

具体的なものとしましては、観光推進アドバイザー事業として、包括連携協定を締結している阪南大学により、歴史資源を活用した観光振興の展開の創造と、新たな提案を目標とした取組や、同じく協定を締結していますVチューバー、みかん先生との連携により、SNSを活用した町の魅力発信など、今までとは違った視点から新たな取組を進めてまいりたいと考えております。

また、特産品を活用した新たな商品開発としましては、これまで、みかんソースや、みかンドレッシング並びに、みかんシェや、ブドウやミカン果汁を使ったジェラート、太子リッチジェラートなど、太子町観光協会や民間事業者の皆さんが中心となって取り組んでこられました。更に事業者の皆さんとの連携を深めつつ、太子町を代表するような商品開発を進めてまいりたいと考えております。

加えて、本町の観光事業の窓口とも言える道の駅については、令和4年度より、現在の太子町観光協会が運営主体となり、特産品の開発、販売強化はもちろんのこと、売場の拡張、弁当類の販売、更には、キッチンカーの誘致といった取組を幅広く展開させたことにより、来場者、売上げともに増加する結果となりました。

本町としても、これをチャンスと捉え、近年の社会情勢、生活様式に応じた更なる観光事業の展開を進めてまいりたいと考えております。

そして、間もなく開催する大阪・関西万博を町のPRの好機と捉え、国内外からの来訪者に対する発信の機会を積極的に活かし、本町の知名度アップとともに、地域経済の底上げにも寄与し、関係人口の増加に伴う持続可能な観光まちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（森田忠彦君） 早瀬議員。

○8番（早瀬和信君） ありがとうございます。今後も地域活性化支援にご尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） これにて、早瀬議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終わります。

日程第2、議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

政策総務部長。

○政策総務部長（小角孝彦君） 議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）の提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額にそれぞれ3千668万8千円を追加し、総額を71億3千401万6千円とするものでございます。

本補正予算の主な内容でございますが、まず、歳出につきましては、物価高騰に対する生活応援として、商品券であるお米券配布に要する経費の予算措置を行ってまいります。

一方、歳入につきましては、歳出増額に伴う財源措置を行い、国庫支出金で予算措置をしてまいります。

以上のとおり、本補正予算を提案するものでございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田忠彦君） ただいま提案理由の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）は、予算常任委員会に付託いたします。

本日の日程はこれで終了いたしました。

なお、最終本会議は21日に再開させていただきます。再開通知は省略とさせていただきますが、ご出席のほどよろしくお願い申し上げます。

これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 1時39分 散会）

【第 3 日】

令和7年 第1回太子町議会定例会会議録

令和7年3月21日（金） 午前 9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	中村直幸君	6番	松井謙昌君
2番	斧田秀明君	7番	村井浩二君
3番	岡野秀子君	8番	早瀬和信君
4番	西田いく子君	9番	濱地知英君
5番	辻本博之君	10番	森田忠彦君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のために出席した者の職氏名

町長	田中祐二君	総務財政課長	岡本啓子君
副町長	村岡篤君	会計管理者 兼会計課長	小路展裕君
教育長	中道雅夫君	税務課長	田中信幸君
政策総務部長	小角孝彦君	住民人権課長	小南紀子君
まちづくり推進部長	鳥取勝憲君	地域整備課長	小濱健一君
健康福祉部長	木村厚江君	観光産業課長	木下明紀君
地域活性化推進 担当部長	堀内孝茂君	環境農林課長	川久保みのり君
教育次長	東條信也君	子育て支援課長	胡麻千代君
秘書政策課長	小南考弘君	保険医療課長	辻野剛宏君
企画担当課長	杉山裕二君	教育総務課長 兼学校給食C所長	武部勝浩君

◎議会事務局

事務局長	正野正	書記	木下雄平
------	-----	----	------

◎議事日程第3号

- 日程第1 議案第1号 太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第2 議案第2号 太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第3 議案第3号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第4 議案第4号 太子町職員の旅費に関する条例改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第5 議案第5号 太子町職員の退職手当に関する条例改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第6 議案第6号 太子町国民健康保険条例改正の件（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第7 議案第7号 太子町下水道条例改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第8 議案第8号 太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例改正の件（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第9 議案第9号 令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）（予算常任委員長報告）
- 日程第10 議案第10号 令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）（福祉文教常任委員長報告）
- 追加日程第1 議案第11号 令和7年度太子町一般会計予算に対する修正動議
- 日程第11 議案第11号 令和7年度太子町一般会計予算（予算常任委員長報告）
- 日程第12 議案第12号 令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第13 議案第13号 令和7年度太子町山田財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第14 議案第14号 令和7年度太子町春日財産区特別会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第15 議案第15号 令和7年度太子町介護保険特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）

- 長報告)
- 日程第16 議案第16号 令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算（福祉文教常任委員長報告）
- 日程第17 議案第17号 令和7年度太子町下水道事業会計予算（総務まちづくり常任委員長報告）
- 日程第18 議案第19号 令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）（予算常任委員長報告）
- 日程第19 議員提出議案第1号 再審法改正を求める意見書（議員提出議案）
- 日程第20 議員提出議案第2号 選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（議員提出議案）
- 日程第21 議員提出議案第3号 高額療養費制度の負担引き上げの見直しを求める意見書(案)
(議員提出議案)
- 日程第22 請願第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」
の採択を求める請願
- 日程第23 閉会中の継続審査の申し出について

(開会 午前 9時30分)

○議長(森田忠彦君) 皆さん、おはようございます。

本日、第1回定例会の最終日を迎えたわけでございますが、各常任委員会におかれましては、精力的にご審議いただき、厚くお礼申し上げます。

本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。よって、これより会議を再開いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、西田議員、岡野議員より、議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算に対する修正動議が提出されております。

取扱いを協議するため、ここで暫時休憩とし、休憩中に議会運営委員会を開催いたします。再開は放送にてお知らせいたします。

(午前 9時31分 休憩)

(午前10時00分 再開)

○議長(森田忠彦君) それでは、再開いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しておりますとおりでございますが、休憩中の議会運営委員会において、議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算に対する修正動議を上程することとなりましたので、追加日程第1として、議案第11号の原案の前に全員審議をお願いいたします。

また、追加議案として、日程第19、議員提出議案第1号、日程第20、議員提出議案第2号、日程第21、議員提出議案第3号、日程第22、請願第1号、合計4件の追加議案が提出されております。この議案につきましては、13日の議会運営委員会において協議し、日程を追加としておりますので、本日、全員審議をお願いいたします。

○議長(森田忠彦君) 日程第1、議案第1号から日程第18、議案第19号まで、以上18件を一括議題といたします。

各議案は去る2月28日及び3月19日の本会議において各常任委員会に審査を付託しておりましたので、その結果について、順次報告を願うことといたします。

まず、総務まちづくり常任委員長の報告を求めます。

斧田議員。

〔総務まちづくり常任委員長 斧田秀明君 登壇〕

○総務まちづくり常任委員長（斧田秀明君） 総務まちづくり常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第2号、太子町職員の育児休業等に関する条例等中改正の件は、会計年度任用職員は改正内容の対象となるのか、育児休業の取得実績、対象範囲の拡大について質疑があり、会計年度任用職員は改正内容の対象となり、現在3名育児休暇を取得している。また、現在、児童手当の受給対象者は17名で、配偶者が他の勤務先で受給している場合は把握できないが、おおよそ20名程度対象の職員がいると思われる。時間外勤務の免除の対象は、3歳未満から5歳まで拡大され、制度適用となる職員も増えていると思われるとのことでした。

その他、職員の制度理解のための研修予定などについて質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中改正の件は、改正の内容、適用割合、遡及適用についての質疑があり、期末手当のみの支給となっていたが、新たに勤勉手当が支給され、適用割合は正職員と同じく4.6月で、令和7年4月1日からの施行となるため、遡及適用はないとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第4号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件は、精算の金額や手続きについて質疑があり、1万9千円を限度額とし、事前に旅費の概算請求を行い、請求に基づいた金額が支給される。その後、実費に基づいて精算請求を行い、差額が出た場合には返還を行う。また、研修等参加後に精算請求を1回行うような場合もあるとのことでした。

その他、対象者、休暇を挟む個人の宿泊についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第5号、太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件は、どのような方が対象となるのかについての質疑があり、地方自治体の職員は雇用保険法の適用を受けておらず、掛金もない。そのため、通常退職すると雇用保険に係る失業手当の対象とはならず、職員の退職手当を受給することとなるが、自治体での職員の勤務年数が短く、退職手当を受け取ったものの、雇用保険法に基づく失業手当の計算を行った場合、受け取った退職手当よりも失業保険で受け取れる額のほうが大きい場合、その差額を自治体が補填し

て支給することとなる。そういった方が今回の手当の対象になるとのことでした。

その他、例示についての質疑がありました。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第7号、太子町下水道条例中改正の件は、水質検査はどこで実施しているのか、法令改正後の検査基準に変更があるのかについて質疑があり、藤井寺市大井の流域下水道処理場で実施しており、検査基準は変更となるとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第8号、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件は、勤続35年以上の対象者数、年数設定について質疑があり、対象者は2名、定年設定はないとのことでした。条例改正の目的は、全国的な消防団員数の減少に歯止めをかけ、また、地域の中で活躍していただいている消防団員の数を確保するという観点等から、近年処遇改善がなされており、その中の1つで、35年以上勤続の対象者の年齢は60歳や65歳以上となってくるが、そういう方にも引き続き消防団員として活躍いただくとともに、それに見合った処遇改善を行うことが目的であるとのことでした。

その他、団員再復帰による勤続年数の計算方法についての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算は、財産貸付収入の内訳についての質疑があり、今回358万9千円を計上しており、収入の内訳は、無線中継所の貸付料が218万4千円、山林の下請料が82万円、大日池の貸付料が24万円、後屋池の倉庫の貸付けが1万円、その他を含め、貸付料という形で収入となっているとのことでした。

その他、財産区管理委員会での議論の内容、基金の繰り越しなどについての質疑がありました。

審査の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第14号、令和7年度太子町財産区特別会計予算は、財産区として財産や不動産の購入、売却による処分は可能であるのかについて質疑があり、財産区はその成り立ちから、財産または公の施設の管理及び処分となっており、原則として新たな財産の取得などの積極的な行為はできないが、財産の売却による処分については、可能となっているとのことでした。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第17号、令和7年度太子町下水道事業会計予算は、下水道使用料が2.6%増額となっている理由について質疑があり、令和6年度の予算計上時では、前回策定した経営戦略で推計した行政区域内人口及び処理区域内人口を用いて計上しており、一方、令和7年度予算については、直近に改定した経営戦略における人口推計を用いている。人口は減少しているが、前回の経営戦略で見込んでいた人口減少よりも落ち込みが緩やかであったため、令和6年度に比べ、令和7年度の下水道使用料が増額となっているとのことでした。

その他、マンホール蓋の更新工事や職員人件費などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、総務まちづくり常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

中村議員。

〔福祉文教常任委員長 中村直幸君 登壇〕

○福祉文教常任委員長（中村直幸君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件は、審議において、指定管理者として太子町社会福祉協議会を選定した理由について質疑があり、平成27年度から指定管理者を実施し、それ以前は町職員1名が福祉センターに常駐していた。人件費としては、職員の常駐が不要となることで効率的となり、業務内容についても、高齢者、地域の福祉団体、ボランティア団体などの各種相談業務や地域福祉全般の増進につながることを施設の目的として求められており、社会福祉協議会は、その内容を十分に理解し、地域社会の拡充に努めているため、指定管理者として適任と考えているとのことでした。

そのほか、福祉センターの設置場所などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第6号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、審議において、国民健康保険の大阪府内広域化によるスケールメリットについての質疑があり、年々医療の高度化と薬価の高額化が進んでおり、極端な例となるが、一番高額な薬として脊髄性筋萎縮症の薬があり、この投薬が1回1億6千700万円程度である。こういった高額の薬を使用した場合、府内広域化の中に入っていることによって、大阪府が市町村と共に財政運営を担うことから、安定的な財政運営を図ることができるメリットがあるとのことでした。

そのほか、徴収猶予、政令軽減などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

議案第10号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計予算（第3号）は、審議において、金額の精査による補正であるのかについての質疑があり、決算時期を迎え、大阪府の補助金等も確定してきていることによる補正とのことでした。

そのほか、健康増進事業に関する質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第12号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算は、審議において、とくとく健診の受診者、第三者行為求償事務手数料の外部委託について質疑があり、とくとく健診の受診者数は、令和6年度の夏の開催実績で受診者が685名、そのうち国民健康保険の被保険者は289名、後期高齢者医療の被保険者は273名、若年者健診は23名、そのほか100名。

また、2月15日に開催した、冬の集団健診ミニミニドックでは、受診者数88名、そのうち国民健康保険被保険者数は55名、後期高齢者医療被保険者数は32名、若年者健診が1名。

また、第三者行為求償事務手数料の外部委託については、国民健康保険団体連合会と契約をしており、窓口で受付業務を行っているが、それ以降の対応については、国民健康保険団体連合会に全ての案件を委託しているとのことでした。

そのほか、医療費の推移、マイナ保険証利用でのトラブルの有無などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

議案第15号、令和7年度太子町介護保険特別会計予算は、審議において、訪問介護

ヘルパー不足の原因についての質疑があり、訪問介護ヘルパーは、非正規職員が多い職種となっており、相手が高齢者ということもあり、訪問先のキャンセルが多くなっている。そのような場合、収入に影響するため、非常に不安定となっている。また、訪問先に行く距離が長くなるほど訪問件数が減少し、非効率となっており、同じ介護職で働く場合、介護施設職員のほうが安定した収入であるという声が届いている。

求人有効倍率は、日本全国の全産業で1.29倍となっているが、訪問介護ヘルパーに至っては14.14倍という数字となっている。この状況を改善するため、国としても対策に動いており、令和6年度の補正予算では806億円計上され、介護人材確保、職場環境改善等に向けた総合対策として様々な対策を行っているとのことでした。

そのほか、介護認定に要する日数、訪問介護の空白地域などについての質疑がありました。

討論においては、意見をつけて賛成の討論があり、審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第16号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、審議において、普通徴収を支払うことのできない人が増加しているかについての質疑があり、収納の負担割合は、特別徴収が75%、口座振替が17%、納付書での納付が8%になっている。特別徴収については、年金のある方はほとんど特別徴収であり、不納欠損は令和5年度で2件、9千500円となっているため、支払いはできていると考えている。また、不納欠損については、口座情報や資産状況を調査した上で、どうしても支払いができない場合において不納欠損処理を行っているとのことでした。

そのほか、政令軽減措置などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、福祉文教常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

次に、予算常任委員長の報告を求めます。

辻本議員。

〔予算常任委員長 辻本博之君 登壇〕

○予算常任委員長（辻本博之君） おはようございます。

予算常任委員会に付託されました議案について、審査の結果を報告いたします。

議案第9号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）は、審議において、入湯税が補正予算されている理由、入湯税額、事業者との合意形成について質疑があり、当該施設が令和6年1月にリニューアルオープンされ、令和6年度当初予算時では、あまり実績がないことから、入湯税の対象を年間2万5千人程度で見込んでいたが、事業者からの申告の結果、4万5千人程度の納税者がおり、当初予算時から150万円程度の差額が発生し、合計で350万円程度となることから、補正予算として計上している。

金額においては、宿泊150円、日帰り75円、車中泊は宿泊に含まれ150円となっており、開業時に納税特別徴収義務者である事業者に対して説明済みであり、合意形成はできているとのことでした。

また、災害対策事業としての今回の備品購入は災害時の職員派遣によって出た意見であるのか質疑があり、今回購入備品は主にトイレ関係の購入で、マンホール上に設置する便座やテント、簡易トイレ、周辺で活用する照明及びポータブル電源、発電機などの購入を予定している。これは、能登半島地震の際、本町から避難所に対して派遣した職員からの報告により、トイレ関係を中心に災害時の備蓄を強化していく必要があるとの考えによるもの。また、財源である国の補助金の目的が、安全・安心で豊かに暮らせる持続可能な地域社会をつくるため、トイレ、キッチン、ベッド、風呂等の迅速な提供となっており、内容が合致するため、今回トイレを中心に備品購入を予定しているとのことでした。

その他、物価高騰対応重点支援事業が減額補正となった理由、新規就農者育成総合対策事業対象者の打切りについて、松の木保育園の園舎建て替えの工期が遅くなった理由などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算は、審議において、政策総務部関係の予算では、DX化の推進内容、無線LANの工事予定について質疑があり、住民からの申請及び職員間で行う申請の電子化を実施、また、基幹システムの標準化については、令和7年度の完了に向けて取り組んでいる。無線LANについては、当初予算として計

上しており、庁舎及び保健センターの環境を整備する予定としているとのことでした。

大阪・関西万博における住民との調整状況、必要となる予算額についての質疑があり、だんじり・やぐら大集合の参加は5月9日、10日、準備・撤去を含めると5月8日から5月11日に参加される団体とスケジュールや情報交換を進めている。

南河内LIVE ART EXPOにおいては、令和7年9月16日に開催が決定しており、現在、出店される団体の選定を行っている。

予算に関しては、万博機運醸成事業で93万4千円、だんじり出展に実際に要する経費やその経費に関する補助金、そして南河内LIVE ART EXPOに係る委託料や負担金、その他、現地までの交通費で363万円、大阪ウィークの、みなはれ・やりなはれ・たべなはれゾーンブース出展の委託料等で939万7千円、次世代パフォーマンスの出演に関する補助金と職員の交通費で31万4千円を当初予算計上しているとのことでした。

その他、人件費の増額理由、防犯灯の設置、各基金の残高、山林火災における常備消防との連携などについての質疑がありました。

健康福祉部関係の予算では、高齢者補聴器購入費助成金の制度内容、対象者について質疑があり、大阪府内で15市町が導入しており、自治体によって補助額や対象の条件が異なっている。本町においては、対象は65歳以上の方、かつ、住民税非課税の方で、聴覚障がいに係る身体障害者手帳を所持していない方となっている。手帳を持っている方については、障がいの制度を優先的に利用していただくこととなる。制度の利用にあたっては耳鼻咽喉科の医師の意見書が必要となり、助成額は、片耳、上限を4万円としている。今後この制度を利用されどれぐらいの反響があるのかを見ながら、故障した際の修理費など、必要に応じて要綱等の改正を行っていきたいとのことでした。

また、帯状疱疹予防接種の開始時期、費用、住民への周知について質疑があり、令和7年4月より予防接種法に基づく定期接種B類疾病の対象になったため開始される。対象者は、令和7年度の65歳到達者。5年間の経過措置として、70歳から100歳までの5歳刻みの節目年齢到達者、また、令和7年度の経過措置として、100歳以上の方が全て定期接種化される。その他、60歳から64歳の一定の障がいを有する方も定期接種で受けることが可能である。自己負担額については医師会と協議中で、3月中には決定され、予算については概算の自己負担金で試算している。周知については、自己負担額が決定次第、ホームページやLINE等で周知を行い、4月号広報に案内を掲載

予定としており、自己負担額の決定が校正の段階で間に合えば、自己負担額についても掲載を検討しているとのことでした。

その他、社会福祉協議会の人件費、設備改修計画、子ども家庭センターの設置状況、緊急通報装置の啓発状況などについての質疑がありました。

まちづくり推進部関係の予算では、道の駅再整備事業は、報償費等について今年度補正予算化されている。予算が執行されていない中、更に増額されている理由や当初予算の内容について質疑があり、報告内容の精査を行い、機運が高まったときにスムーズに検討委員会に移行していけるよう報告のタイミングについて調整していたが、検討委員会の開催には至っておらず、今後、機運の高まりに応じて検討委員会を開催し、協議事項内容に速やかに対応できるようにするための予算要望となっている。

道の駅再整備基本計画策定委託料の内容については、一部印刷製本費も見込んでいるが、大半が人件費で、計画条件の整理や会議資料の作成費などとなっており、検討委員会を進めていく中で移転や拡張に話が及んだ場合、図面や概算事業費の作成に係る最大の費用を予算要望している。委託内容についてはその都度精査し、極力費用負担が小さくなるよう努めていきたいと考えているとのことでした。

その他、ごみ戸別収集、有害鳥獣の駆除・捕獲、防災公園の整備内容などについての質疑がありました。

教育委員会関係の予算では、タブレット型端末の更新、学習についてのメリット・デメリットについての質疑があり、更新期間は5年となっており、G I G Aスクール構想の第2期を迎え、今回入札業務を大阪府に委任している。複数の自治体が共同調達に参加することでスケールメリットも生まれ、個々で入札を行うよりも低価格で購入できることや事務負担の軽減につながる。

メリットとしては、今まで教師が教えるという形式であったものが、生徒一人ひとりが自分で情報を収集できるようになり、調べ学習、グーグルスライドを利用したプレゼンテーション型の発表などが行いやすくなった。また、協働的な学習にも効果的で、自分の考えをクラスメートにタブレットで共有することにより即座に共有され、発表することが苦手な生徒でもタブレット上で自分の意見を発表しやすくなり、その意見に対してフィードバックという形で学びが深まっていくというメリットがある。そのほかにも、タイピング、動画編集、画像編集のスキルが小学校低学年から非常に驚く早さで身につけている。従来のノートへの記述や教科書を読むという学習も取り入れながらでは

あるが、タブレットを使用するというのが小中学校の教育現場では当たり前という現状となっている。

デメリットとしては、多くの情報が入るため、その中から取捨選択をするといった、何が正しくて何が間違っているといった情報リテラシーを身につける必要があることや、すぐにインターネットの検索に頼ってしまい、深く考える機会というものが減っている。また、活字を読む機会が減り、読書離れが起きていることも課題となっているとのことでした。

その他、小中学校の児童生徒数、学級数、生涯学習センター及び図書館の利用実績、教室の空調設備の利用基準、部活動の地域移行などについての質疑がありました。

討論においては、反対、賛成、それぞれの討論があり、採決の結果、賛成多数により可決することに決しました。

議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）は、審議において、配布されるお米券の金額、取扱い店舗、配送時期について質疑があり、太子町が全米販から1枚当たり500円で購入し、全米販の諸経費を引くと440円となる。住民へは、1人当たり5枚、2千200円分を配布する予定としている。取扱い店舗は全国共通のため、太子町外でも利用可能であるが、事業者支援の側面から町内で利用してもらいたいため、町内で利用可能な店舗のリストを同封し、配布する予定であるとのことでした。

配送時期については、まず、町内のお米券の利用が可能な事業者の募集を開始し、その後、配送業者や封入作業の調整を行い、極力早い時期での送付を考えているとのことでした。

その他、お米券を選定した理由などについての質疑がありました。

審議の結果、全員異議なく原案どおり可決することに決しました。

以上でございます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、予算常任委員長から報告がありました。

これについて質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

それでは、議案第1号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第1号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号、太子町立総合福祉センターの指定管理者の指定の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第2号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第2号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号、太子町職員の育児休業等に関する条例等改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第3号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第3号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第4号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第4号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号、太子町職員の旅費に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第5号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第5号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号、太子町職員の退職手当に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第6号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○4番（西田いく子君） おはようございます。

議案第6号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、反対の立場で討論を行います。

軽減する所得判定基準が引き上げられ、低所得者対策が取られました。後期高齢者支援金賦課限度額に係る賦課限度額を22万円から24万円に引き上げることで、中間所得者層の負担軽減になりました。その額、1人当たり230円の引下げだそうです。私たち住民はそんな僅かな軽減策を望んでいるわけではありません。高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしい、これが住民の願いです。

賃金も年金も上がらず、物価高騰が続く中、年金生活者などの低所得者の占める割合が大きい国民健康保険には国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担っています。ところが、ほかの医療保険制度に比べて著しく不公平で、庶民に大変重い負担を強いる制度になっています。高過ぎる保険料問題を解決することは、住民の暮らしと健康を守るためにも、国保制度の持続可能性にとっても、社会の公平・公正を確保する上でも重要な課題で、全国知事会、全国市長会、全国町村会なども、国保の定率国

庫負担の増額を政府に要望し続けていますが、小手先の改正でかわそうとしており、抜本的な制度改正に背を向け続けています。

この国の悪政に輪をかけて大阪府民を苦しめているのが、府内統一された全国一高い国民健康保険料です。あまりの高さに、2023年度単年度赤字になった自治体が37自治体に上りました。理由は、収納率が下がり保険料が集め切れなかった、保険者努力支援金が先取りされて納付計算のときに入れられてしまった、被保険者数が予想以上に減ったことなどが挙げられています。そもそも大阪府の納付計算そのものが正しいのか、疑問の声が自治体からも上がっています。

府内統一になり、ペナルティなどで保険料ががんじがらめになっていますが、国保運営方針は技術的助言で法令ではない、あくまで市町村の合意に基づくものとされています。また、地方財政法第2条、地方財政運営の基本2では、国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方自治体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない、こう書かれています。国民健康保険料は、自律性を持って太子町が決めるべきものです。国、府に対し財政支援を求めるとともに、太子町独自の減免制度の復活を求めます。

物価高騰でこれだけ住民の暮らしが大変なときに、高過ぎる国民健康保険料引下げには程遠い今回の条例改正に反対し、討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

討論を許します。

濱地議員。

○9番（濱地知英君） 議案第6号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、賛成の立場で意見を述べます。

大阪府国民健康保険運営方針に基づき、中間所得者層への負担軽減を図るため、賦課限度額の改正を行うなど、保険料抑制のための取組を積み上げることで、1人当たり保険料の軽減につなげています。

また、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に基づき、低所得者対策として政令軽減の拡充を図っており、適切なものであると考えます。

加えて、保険料の徴収猶予に関し、最長1年間徴収猶予期間の延長を行うなど、被保険者に寄り添った体制であります。

今後も適切な医療保険制度を推進するよう要望しまして、賛成討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第6号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第6号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第7号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第7号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号、太子町下水道条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第8号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第8号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号、太子町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中改正の件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第9号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第9号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号、令和6年度太子町一般会計補正予算（第11号）は、原案どおり可決されました。

次に、議案第10号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第10号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号、令和6年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 次に、追加日程第1、議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算に対する修正動議について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

西田議員。

○4番（西田いく子君） 議案第11号、令和7年度大阪府太子町一般会計予算に対する修正動議について、修正内容について説明をさせていただきます。

議案書をご覧ください。

議案第11号、令和7年度大阪府太子町一般会計予算に対する修正動議について。上記の議案に対する修正動議を、地方自治法第115条の第3条及び会議規則第17条第2項の規定により、修正案を加えて提出いたします。

次をお聞きください。

この修正は、歳入歳出それぞれ1千100万円を減額するものです。

第1条中、70億9千732万8千円を70億8千632万8千円に改めます。第1表、歳入歳出予算の一部を歳入、款19繰入金、項1基金繰入金、金額7億7千544万1千円を金額7億6千444万1千円、歳入合計70億9千732万8千円を70億

8千632万8千円に改めます。歳出、款6商工費、項1商工費、金額9千549万3千円を金額8千449万3千円に改めます。

詳しい説明は次の頁にありますので、それをご覧ください。

以上で説明を終わります。何とぞご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） ただいま、修正動議の説明がありました。

お諮りいたします。

本件について、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

斧田議員。

○2番（斧田秀明君） 議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算に対する修正動議について、反対の立場で討論を行います。

道の駅「近つ飛鳥の里・太子」が開設された当初は、道路利用者にトイレなどの快適な休憩場所を提供するというだけでなく、竹内街道や歴史資料館への導入施設としての役割を保ってきました。

しかし、27年もの歳月が経過し、取り巻く道路環境や道の駅に求められる機能に変化する中、施設の老朽化に加え、駐車スペースや休憩スペースの不足などの課題について、これまで設置者である大阪府と太子町とで検討を重ねられ、昨年度には、施設の適切な活用を図るため、外部の専門コンサルタントにおける現状分析調査が実施されております。

道の駅は地域の情報発信拠点でもあり、道の駅の活性化は、農業振興にもつながるだ

けでなく、にぎわいのあるまちづくりの拠点となり得ると考えます。

道の駅再整備事業は、これまでの経過を踏まえ、運営事業者をはじめ、地元の方々の意見を取り入れながら、道の駅の課題に対する方策や方向性について議論を深めようとするものです。

今後も持続可能な道の駅を目指していただくことを期待しておりますが、予算の執行に関しましては、内容を十分に精査し、慎重な執行を求め、本予算の修正案に反対するものでございます。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

討論を許します。

西田議員。

○4番（西田いく子君） 議案第11号、令和7年度大阪府太子町一般会計予算に対する修正動議について、賛成の立場で討論を行います。

予算常任委員会、全員協議会、一般質問でも意見を述べさせていただきましたが、多くの問題があります。

1つには、議員、住民、職員さんも含めて、今後道の駅をどのように運営していくのかについて、あまりにも議論がされていないことです。

2つには、議論がされないまま、拡張するのか、このままなのか、別の場所に移動するのか、その方向性もはっきりしない中で、道の駅再整備基本計画策定委託料として1千100万円を予算計上していることです。

3つ目に、何より財政が厳しい、効果的・効率的と言いながら、府と協議を進めていても、府の財政支援が約束されているわけでもなく、国からの財政支援についても言及できませんでした。単費で拡張なり移転なりを進めるとなると、億を超える予算が必要になると思うのですが、その決断に納得できる説明がされていません。

道の駅が地域振興につながり、農業振興支援につながれば、そんなうれしいことはありません。しかし、裏づけとなる資料もなく、希望的観測でしか説明できない現状です。急ぐ必要がない。6月議会でも9月議会でも12月議会でも次年度になってでもいいではないではありませんか。道の駅の今後を考えることには大賛成です。

そのためにも、じっくり考え、良いものをつくり出すために時間をかける、この姿勢が今必要だという提案をし、道の駅再整備基本計画策定委託料に対する1千100万円の予算執行に待ったをかけるものであり、賛成の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算に対する修正動議を可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立2名・反対7名〕

○議長（森田忠彦君） 起立2名、反対7名。反対多数でございます。

よって、議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算に対する修正動議は、否決することに決しました。

次に、議案第11号の原案について討論に入ります。討論ございませんか。

西田議員。

○4番（西田いく子君） 議案第11号、令和7年度大阪府太子町一般会計予算について、反対の立場で討論を行います。

自民党政治のもと、賃金は上がらず、年金は下がる一方、国保も介護も後期高齢者もあらゆる社会保障改悪や庶民増税、中小業者からインボイス制度で徴収強化をしておきながら、自分たちは裏金で税金逃れを平気で行い、応能負担の原則を外れて消費税増税を押し進めてきました。異常な物価高騰は貧困と格差を拡大させ、住民生活を窮地に落とし入れています。

ところが、新たに発足した石破政権は、物価高騰から暮らしを守る支援策は極めて不十分で、軍事費増強と大企業支援を押し進めています。物価の影響を除外した実質賃金は、1996年をピークに、2023年までに年収で74万円も低下しました。暮らしに困難をもたらしたことが内需を冷やし、失われた30年と言われる経済停滞を生んでいます。そこに急激な物価高が襲っており、厚労省の最新の23年国民生活基礎調査で生活意識が苦しいとした世帯は59.6%と、前年の51.3%から8.3%上昇しています。他人ごとではなく、多くの人が実感しているのではないのでしょうか。

住民の暮らしを窮地に陥れる政治が続く中で、悪政の防波堤となり住民の暮らしを応援する町政が求められています。今年度予算で加齢性難聴者への補聴器助成ができました。長年求め続けてきた学校体育館へのエアコン設置が前倒しで取り組まれようとしています。学校給食費無償化は恒久施策として続けられます。5歳児健診の実施や病児保

育も長年の住民さんが望む声に応える努力のもと実現しています。住民の声に応えようと努力していただけたと感じる良い施策がたくさんちりばめられています。

一方で、町独自の減免制度が廃止され、国保は府内統一後、急激に値上がりをいたしました。新規事業の中に土地の鑑定や道の駅を拡張する事業が突然現れました。NIPPO N I A事業を進め、町内の点をどう結ぶのか、これから検討を始めようというときに、道の駅再整備計画委託料1千100万円が計上されています。老朽化を理由とする根拠は、太子町公共施設等総合管理計画、太子町公共施設個別施設計画と矛盾することから破綻しています。必要性が理解されていない中、急ぐ必要があるのでしょうか。

府がまとめた太子町中長期財政シミュレーションで、このままでは大変だ、お金がないと指標を示すのであるならば、先行きが全く示せない事業を進めていいのかが問われています。

そもそも太子町がこの間進めてきた観光事業が果たして太子町の住民にとって必要な事業だったのか、検証することから始めるべきだと思います。ほとんど府の補助もないまま、安全・安心に不安が残る万博事業には府が言うままに支出し、住民から望む声も聞いたことのない自動運転バスを太子町に持ち込むことだけは進めようとしていますので、財政支援があるのか、この交通会議に出ておられる府の担当者にお尋ねいたしました。支援があるとはお答えいただけませんでした。

住民福祉の増進、これが公務員の仕事ではないでしょうか。営利を目的にしているわけではありません。住民福祉の増進のために働く職員さんは、本来、高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしい、商売が大変だから何とかしてほしい、子育て支援を充実してほしい、便利な公共交通にしてほしい、農業振興を進めてほしい、こういった住民の声に応える仕事をし、住民に喜んでもらえる仕事がしたいはず。受益者負担は当たり前、何でも自己責任では、仕事に意欲がなくなるのは当然の話です。住民さんの意欲がなくなるような太子町では、住民サービスの向上は望めません。職員定数を守り、職員さんが宣誓書に署名した思いで宣誓書を思い出してください。

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。私は、地方自治法及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。この宣誓書に署名した思いで働ける太子町政、住民の声が届く太子町政を求めて、反対の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

討論を許します。

松井議員。

○6番（松井謙昌君） 議案第11号、令和7年度太子町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

本予算は、第5次総合計画に掲げる、人と自然と歴史が交流し未来へつなぐ和のまち“たいし”の実現を目指し、限られた財源の中で、少子高齢化、教育、防災対策など、重要性が高く、住民生活に直結する町政課題に的確に対応したものであると考えます。

とりわけ、5歳児健診の開始や病児保育事業の拡充など、子育て環境の向上が期待できる予算が盛り込まれていることに加え、高齢者の補聴器購入費助成事業や自動通話録音機の貸与事業など、高齢者の生活の質向上と安心・安全な暮らしを支援する事業についても予算配分されています。

また、指定避難所となっている小・中学校体育館への空調整備事業の実施や、町議会においても早期実施について提案しております総合体育館への空調整備については、その実施についての検討を含めた改修計画を策定するなど、児童、避難者、施設利用者それぞれの安全性と快適性の確保及び防災体制の強化が期待できる事業も盛り込まれています。

いずれも住民生活の質向上と、安心・安全なまちづくりの実現につながる予算であり、評価ができるものであると考えます。

一方、歳入では、普通財産の売却や町税、地方交付税を堅実に見込み、ふるさと太子応援寄付金や国・府支出金などの財源確保に努めるとともに、特定目的基金の利活用を活性化させるなど、将来を見据えた予算編成が行われています。

しかし、依然として依存型の財政体質となっている本町では、国、府などの政策的影響を受けやすく、引き続き費用対効果に留意され、財政健全化の取組が必要であると考えます。

今後においても、更なる創意工夫で限られた財源を効果的・効率的に配分し、健全な行財政運営に努められることを強く要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第 1 1 号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[起立 7 名・反対 2 名]

○議長（森田忠彦君） 起立 7 名、反対 2 名。起立多数でございます。

よって、議案第 1 1 号、令和 7 年度太子町一般会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第 1 2 号について討論に入ります。討論ございませんか。

西田議員。

○4 番（西田いく子君） 議案第 1 2 号、令和 7 年度太子町国民健康保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

高過ぎる国民健康保険料を引き下げてほしい、住民の切実な願いです。また、国民健康保険料は高い、これは多くの方の共通認識でもあります。

なぜ国民健康保険料は高いのか。国民健康保険は法の第 1 条に、この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とすると明記されており、社会保障制度として運営されるべきものです。ですから、現行の国保制度がスタートした当初、政府は、国民健康保険は被保険者に低所得者が多いことや保険料に事業主負担がないことから、相当額国庫が負担する必要があると認めていました。

ところが、自民党政権は、1984 年の法改正で国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきました。国保加入者の構成も、かつては 7 割が農林水産業と自営業でしたけれども、今では年金生活者など 43%が無職、34%が非正規雇用などの被用者で、合わせて 8 割近くになっています。国保に対する国の責任後退と国保の加入者の貧困化、高齢化、重症化が進む中で、国保料の高騰が止まりません。国保の構造的な危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に道はありません。

更に大阪府民が不幸なのは、大阪府が全国に先駆けて進める国民健康保険の府内統一化を実施したことで、2024 年度には府内全市町村で値上げとなり、全国一高い国保料となりました。2025 年度は若干の引下げにはなりましたが、全国一高いことには変わりはありません。

日本共産党大阪府議団調べで、大阪府が 2024 年度加入者 1 人当たりの保険給付費を 37 万 5 千 80 円と見込んで国保料を算定していたのが、実際の 1 人当たり給付費は

1万円少ない36万4千円程度となった。これは保険料を高く見積り過ぎたことが全国一高い国保料の一因となっています。ですから、今回若干引き下げましたが、取り過ぎた分を返しただけの話です。それも全額ではなく、府国保会計剰余金約132億円の半分を取り崩すだけ、その剰余金も2023年度末までのもので、2024年度のこの多く取り過ぎた給付費分は含まれていません。府内統一は高過ぎる上に取られ過ぎているのです。

太子町のような小さな自治体は、府内統一で高額の医療にかかった国保加入者が1人いるだけで大きく支出が増え、国保会計が不安定になるという状況にあります。しかし、国保財政が厳しい状況は、府民に冷たい国保の府内統一では解決いたしません。国に対し国庫負担の増額を求めてください。それまでは太子町独自の努力が必要です。

保険料は、法に照らせば自治体独自に決めることができますので、高過ぎる国民健康保険料を引き下げするために、一般会計から繰り入れる、予防に使える基金を有効に使うなど、住民の暮らしと命を守るために、太子町独自に高過ぎる国民健康保険料を引き下げを求めまして、反対の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

討論を許します。

早瀬議員。

○8番（早瀬和信君） 議案第12号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

被保険者数の減少や高度医療の普及等に伴い、1人当たりの医療費は増加しており、国民健康保険制度の現状は、厳しい運営が見込まれております。

令和6年度から保険料率などが府内統一基準となっており、被保険者間の受益と負担を公平にするため、府内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料となっております。

夏季及び冬季の集団健康診査を開催することで、特定健康診査の受診機会の確保や、新たに、40歳になる方を対象とした人間ドックの実質無償化を図るなど、健康無関心層に対する健康意識の醸成を促しております。健康診査の受診後は、特定保健指導に導くなど、保健事業の充実により、将来の医療費の適正化や安定的な財政運営の確保にも取り組んでおり、今後の運営課題について配慮された予算であると考えます。

今後も、国や府の動向を注視し、被保険者の立場に立った制度運営と健全な財政運営

を引き続き努められますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第12号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第12号、令和7年度太子町国民健康保険特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第13号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第13号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号、令和7年度太子町山田財産区特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第14号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第14号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、令和7年度太子町春日財産区特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第15号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

岡野議員。

○3番（岡野秀子君） 議案第15号、令和7年度太子町介護保険特別会計予算について、意見をつけて賛成の立場で討論を行います。

介護報酬の連続削減、1割負担の利用料の2割、3割への引上げ、介護施設の食費・居住費の負担増、要支援1、2の訪問通所介護の保険給付外し、要介護1、2の特養入所からの締め出しなどの改悪が連打されてきました。これでは介護の基盤が脆弱になるのは当然です。ホームヘルパーなど介護人材が不足し、人手不足と経営悪化による介護事業所の撤退・廃業・倒産が続出しています。特に政府が2024年度から訪問介護の基本報酬を削減したことが大きな打撃になり、地方では介護事業所が一か所もない自治体が出てきています。保険料・利用料を払っても、人材・事業者がないため介護サービスが受けられないという危機的事態で、保険あって介護なしの状態が年々深刻さを増しています。

年金・介護・医療の機能不全は、現役世代にとっても人ごとではられません。働く現役世代が介護のために仕事を辞める介護離職が年間10万人に上るなど、要介護者の家族の負担は重くなっています。ケアマネジャーが見つからず介護サービスが受けられない、ヘルパーが不足して時間を減らさざるを得ない、入居できる施設がないなど、家族の負担が一層重くなる事態が広がっています。

介護の深刻な危機を打開するには、介護職の賃金・労働条件の抜本的な改善と事業所の経営の立て直しに向けた介護報酬の引上げや公的支援が必要です。ところが、今の介護保険では、職員の処遇改善や給付の充実をすると、保険料・利用料の負担増に跳ね返るという問題が生じてしまいます。この矛盾を解決するには、介護保険財政に投入する公費負担を増やすしかありません。

日本共産党は、保険料・利用料の負担増に跳ね返らせることなく、介護職員の処遇改善、介護報酬の増額、介護事業の継続支援などを行うため、現在、公費は50%、内訳は国庫負担25%、都道府県負担、市町村負担が25%、残り50%が保険料で運営されている介護保険の国庫負担分を10%増やして35%とし、国の支出を1.3兆円増やすことを提案しています。かつては、自民党、公明党も介護保険を持続可能にするための政策として、公費負担割合の6割への引上げを国政選挙の公約に掲げていたのですから、実施することは急務です。

第9期の2年目の予算です。基金を全額取り崩して、9期の保険料は100円引下げ

となりましたが、それでも基準額6千380円は高過ぎます。介護予防に努めるなどの太子町の努力だけでは解決しない制度上の問題が大きいことから、太子町として国や府に対し公費負担で保険料・利用料を引き下げることが強く要望していただくことを求め、意見をつけて賛成の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第15号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号、令和7年度太子町介護保険特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第16号について討論に入ります。討論ございませんか。

討論を許します。

岡野議員。

○3番（岡野秀子君） 議案第16号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療保険料は値上がりし続けています。重大なのは、高齢者への負担増は、後期高齢者医療保険料増だけにとどまらないことで、介護保険料も上昇しており、本来は命を守る社会保障が高齢者の暮らしを圧迫し、命を脅かしています。

75歳以上の平均収入は、加入者の83%が収入200万円未満です。過半数以上が150万円未満で、ほとんどの高齢者は毎日の暮らしに余裕がありません。更に、物価高騰が高齢者の年金生活を直撃し、これでは暮らしていけないという悲鳴が上がっています。太子町でも6割の方が何らかの軽減措置を受けています。

自公政権が物価上昇を下回る年金改定で実質減額を続け、第2次安倍政権以降の12年間だけでも公的年金は実質で7.8%も削減されています。ところが、75歳以上の高齢者の医療費の窓口負担は、これまで原則1割、現役並み所得者3割とされてきたのを、単身で年収200万円以上の人など、窓口負担を2割に引き上げる改革が強行されたために、深刻な受診抑制が起こっています。

改悪はこれでは終わりません。2022年の窓口2割負担の導入に続き、75歳以上で窓口負担が3割となっている現役並み所得者の範囲を拡大し、更なる医療費の負担増を高齢者に負わせる方針です。

年金も介護も医療も本来の機能を失い、危機的な状況に陥っています。高齢者になっても人権と尊厳が守られ、人間らしい暮らしを送れるようにするのは政治の責任です。病気にかかりやすく治療に時間もかかる高齢者の窓口負担は、現役世代より低くしてこそ世代間の負担の公平を図ることができます。高齢者に更に不公平を拡大し、高齢者の命と健康を脅かすだけの制度改悪はやめるべきです。

75歳以上の人を後期高齢者として74歳以下の人と切り離し、多くの病気を抱えるハイリスクの高齢者だけを一まとめにした世界に例を見ない高齢者いじめの制度は廃止し、お金の心配なく安心して医療にかかることができる制度への転換を求め、反対の討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

討論を許します。

斧田議員。

○2番（斧田秀明君） 議案第16号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で意見を述べます。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費について、高齢者世代と現役世代の公平な負担により、経済的な格差が健康面への影響を与えないよう創設された制度で、本特別会計につきましては、本制度における保険料などを区分して経理するため設置されております。

令和7年度予算案では、広域連合が定める第9期の料率に基づく保険料や広域連合納付金が計上されているほか、一般会計からの繰入金金を財源として必要な事務経費が適切に計上されております。

被保険者の増加はもとより、今後も医療の高度化や薬価の高額化により医療費の高騰が見込まれることから、制度の円滑な運営の努力はもちろんのこと、後期高齢者健康診査や保健指導などの受診率向上など、予防についても注力していただくとともに、国の動向にも注視し、将来の医療費負担の軽減に努めていただきますよう要望して、本予算の賛成討論といたします。

○議長（森田忠彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議案第16号を委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立7名・反対2名〕

○議長（森田忠彦君） 起立7名、反対2名。起立多数でございます。

よって、議案第16号、令和7年度太子町後期高齢者医療特別会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第17号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第17号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号、令和7年度太子町下水道事業会計予算は、原案どおり可決されました。

次に、議案第19号について討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第19号を委員長の報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号、令和7年度太子町一般会計補正予算（第1号）は、原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第19、議員提出議案第1号、再審法改正を求める意見書、これを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村井副議長。

○7番（村井浩二君） 議員提出議案第1号、再審法改正を求める意見書について、説明を申し上げます。

本件は、議長を除く全議員で協議し提出するもので、提案理由をこれより述べさせていただきます、内容の説明につきましては省略させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

冤罪は、国家による最大の人権侵害の1つである。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題と言える。

ところで、冤罪被害者を救済するための制度としては再審がある。しかし、その手続きを定めた法律（刑事訴訟法第四編、再審）には、再審請求手続きの審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。このように、言わば再審のルールが存在しない状態になっているため、再審請求手続きの審理の進め方は、事件を担当する裁判官によって区々となっており、再審請求手続きの審理の適正性が制度に担保されず、公平性も損なわれている。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題が重要である。過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになって、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるよう、これを開示させる仕組みが必要である。現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在せず、再審請求手続きにおいて証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応いかんで、証拠開示の範囲に大きな差が生じるのが実情であって、このような格差を是正するために、証拠開示のルールを定めた法律の改正は不可欠である。

しかも、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定することにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判において行うことが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきであって、再審開始決定という言わば中間的な判断に対して検察官の不服申立てを認めるべきではない。

以上の2点以外にも、冒頭で指摘したように再審法の規定が少なく、とりわけ、審理の在り方については明文の規定が存在せず、裁判所の広範な裁量に委ねられていることから、証拠開示以外の局面でも、時に再審格差と言われるように、裁判所の訴訟指揮に大きな差が生じるという問題がある。そこで、再審請求手続きにおける手続き規定に関しても、速やかに整備する必要がある。

よって、冤罪被害者を一刻も早く救済するために、今こそ次の点について、再審法を速やかに改正すべきである。

1、再審請求手続きにおける証拠開示の制度化、2、再審開始決定に対する裁判官による不服申立ての禁止、3、再審請求手続きにおける手続き規定の整備。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

本件は、内閣総理大臣宛てに提出するものです。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます、本議案の説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、提案理由の説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号、再審法改正を求める意見書は、原案どおり可決されました。

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第20、議員提出議案第2号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

斧田議員。

○2番（斧田秀明君） 議員提出議案第2号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書について、原案の朗読をもって提案理由及び内容の説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

提案理由。

民法第750条は、夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称すると定め、夫婦同姓の義務づけをしている。その結果、多くの女性が婚姻に際し改姓し、アイデンティティの喪失に直面したり、仕事や研究等で築いた信用や評価を損なったりするなどの様々な場面で不利益を被っている現実がある。

婚姻の自由や氏名の変更を強制されない自由などの人権に関わる問題であり、憲法や女性差別撤廃条約、自由権規約に反するものであるから、速やかに是正すべきである。

旧姓の通称使用を拡大しても、金融機関等との取引や海外渡航の際の本人確認、公的機関・企業とのやり取り等では困難は避けられず、これまで名のってきた姓を婚姻後も名のり続けたいとの希望がかなえられることはない。

この問題を根本的に解決するためには、選択的夫婦別姓制度を導入するほかはない。選択的夫婦別姓制度の導入は、夫婦が同じ姓を名のる現在の制度に加えて、希望する夫婦の選択を妨げるものではない。これは同時に、婚姻しようとする夫婦の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、社会に活力をもたらすものである。

よって、国に対し、夫婦同姓を義務づける民法第750条を速やかに改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、官房長官宛てに提出するものです。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして、本議案の提案理由及び内容の説明とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） ただいま、説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第2号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

議員提出議案第2号の意見書を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立6名・反対3名〕

○議長（森田忠彦君） 起立6名、反対3名。よって、賛成多数でございます。

議員提出議案第2号、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第21、議員提出議案第3号、高額療養費制度の負担引き上げの見直しを求める意見書（案）、これを議題といたします。

本件について、提案理由及び内容の説明を求めます。

西田議員。

○4番（西田いく子君） 議員提出議案第3号、高額療養費制度の負担引き上げの見直しを求める意見書（案）、これにつきまして、原案の朗読をもって、提案理由、内容とさせていただきます。

なお、提出者は、私西田いく子、賛成者の議員は、岡野議員、辻本議員、松井議員、村井議員、早瀬議員、濱地議員です。

高額療養費制度の負担引き上げの見直しを求める意見書（案）。

医療費の過度の負担を減らすため、窓口負担に上限が設けられている高額療養費制度は、がんをはじめとする命に関わる疾患で治療を受け、高度な医療費を支払う患者とその家族にとっては、まさに命綱と言われる大切な制度である。

ところが、同制度について、厚労省は、今年8月から段階的に大幅な引き上げを検討している。同制度を利用している患者とその家族にとっては大きな影響を与えるものである。

全国がん患者団体連合会からは、長期にわたり継続して治療を受けるがん患者の負担が増えれば、患者は治療を諦めてしまいかねない。30代前後のがん患者の中には、限度額まで使い、負担が重くなり、治療を諦め、自分の子どもが大人になるまでの服を用意して亡くなった人もいる。離島の患者が大都市圏の病院で治療を受けるため、旅費などの経済的負担が大きい。地方の患者を見殺しにしないで。など痛切な声が届いている。

窓口負担の上限額を引き上げれば、セーフティネットとしての同制度の役割が果たせなくなる。病で苦しい思いをしている患者にこのような仕打ちをしてはならない。

よって、本町議会は、政府に対し、患者とその家族の生活が成り立たなくなる、あるいは治療の継続を断念しなければならない可能性が危惧されることから、同制度の負担上限額引き上げは行わないことを強く求める。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣宛てに送ります。

何とぞ審議の上、ご議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） ただいま、説明がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第3号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。
採決いたします。

議員提出議案第3号の意見書を原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立8名・反対1名〕

○議長（森田忠彦君） 起立8名、反対1名。よって、賛成多数でございます。

議員提出議案第3号、高額療養費制度の負担引き上げの見直しを求める意見書（案）は、原案どおり可決することに決しました。

○議長（森田忠彦君） 次に、日程第22、請願第1号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願、これを議題といたします。

請願の紹介議員に説明を求めます。

西田議員。

○4番（西田いく子君） 請願第1号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）の採択を求める請願について、ご説明させていただきます。

提出者は、大阪労連河南地区協議会議長、南山巖氏です。

この請願の紹介議員として、請願趣旨に沿って説明させていただきます。

1、請願の趣旨。

食品などの生活必需品の値上がりが続き、市民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約などの非正規雇用やフリーランスに代表される弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また物価高騰は、価格転嫁ができず苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。

2024年春闘で私たちは、物価高を上回る賃上げを要求し、近年にない額の賃上げが実現できましたが、それでも物価高には追いついていません。最低賃金も前年比50円の引上げにとどまり、私たちが2年前に実施した必要生計費調査で明らかにした、最低限度の生活を保障する賃金は時給1千500円のレベルには程遠い時給1千114円（大阪）となっています。

1990年代半ば以降の30年間、欧米諸国の労働者の実質賃金が順調に伸び続けてきたのとは対照的に、日本の労働者の実質賃金は低下し、国民の消費購買力の弱さが日本経済の成長を阻害する要因となっています。先に行われた総選挙において、自民党、立憲民主党をはじめ多くの政党が、時給1千500円に言及し、手取りを増やすという主張を含めて、ほとんどの政党が物価高騰に負けない国民生活の保障・改善が必要であるという立場に立っています。

物価高騰を上回る賃上げで、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高めることは、経済の好循環を生み出します。大阪労連が実施した必要生計費調査では、労働者が普通に暮らすために必要な金額は月額27万4千21円、時間額1千827円（大阪市の1人暮らしの男性）となっています。時給1千500円は、遠い将来の目標ではなく、止まらない物価高により憲法が保障する生きる権利を脅かされている国民に、最低限度の生活を取り戻すために欠かせない喫緊の課題です。

最低賃金の引上げに関わって、抜本的な中小企業・小規模事業所の支援の強化が必要です。コロナ禍による業績不振から抜け出せず、物価高による経費の増加で資金繰りが逼迫し、税・社会保険料の滞納が原因となった倒産が過去最多となっています。コロナ禍で一時納付猶予が認められていた税・社会保険料の猶予額を、今、通常の納付額に上乘せして納付を求められ、支払えずに倒産する企業が増加しているのです。中小企業・小規模事業所の経営を守り、最低賃金時給1千500円を実施し、国民の生活改善、経済の好循環を実施するためには、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動を伴う抜本的な中小企業・小規模事業者支援の強化が求められます。

現行法では、最低賃金は地域別に決められています。しかし、私たち労働組合の仲間が全国で取り組んでいる必要生計費調査の結果を比較してみると、どこの都道府県に住んでいても、最低限度の生活に必要な生計費に大きな差はありません。諸外国の最低賃金制度のほとんどが全国一律で決められているように、日本でも地域別の最賃制度を改める必要があるのではないのでしょうか。

最賃制度が地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況、冷え込んだ指標を基に最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮して決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引上げを妨げる構造的な欠陥があります。

地域別に最賃を決めるシステムが日本の最低賃金を上がらなくさせ、今や時給2千円以上が当たり前となっている欧米諸国から大きく引き離された状況をつくり出しています。政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

労働基準法第1条は、労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなければならないとしており、最低賃金法第9条は、労働者の健康で文化的な生活を営むことができるようにするとしています。最低賃金法を改正し、全国一律制度を実現し、抜本的に引き上げること、中小企業・小規模事業所支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するようお願いします。

2、請願項目。

国に対して、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書を採択してください。

以上、これを説明とし、提案とするものです。何とぞご審議の上、ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（森田忠彦君） ただいま、説明がありました。

お諮りいたします。

請願第1号は、会議規則第39条第2項の規定に基づき、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（森田忠彦君） ないようでございますので、討論を終わります。

採決いたします。

請願第1号を原案のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

[起立2名・反対7名]

○議長（森田忠彦君） 起立2名、反対7名。反対多数でございます。

よって、請願第1号、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願は、不採択とすることに決しました。

○議長（森田忠彦君） 日程第23、閉会中の継続審査の申し出について、これを議題といたします。

配布しておりますとおり、議会運営委員長、広報特別委員長、観光拠点整備特別委員長及び地域公共交通対策特別委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（森田忠彦君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上で本日の日程は全て終了し、令和7年第1回定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、町長から発言を求められていますので、発言を許します。

町長。

○町長（田中祐二君） 令和7年第1回定例会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

去る2月28日に開会以来、議員の皆様におかれましては、本会議並びに委員会におきまして慎重なご審議を賜り、おかげをもちまして、提出いたしました全ての案件につきまして原案どおり議決を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本定例会中に議員の皆様からいただきましたご意見等を十分に踏まえながら、引き続き町政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、間もなく2025大阪・関西万博が開催されますが、開催日が迫るにつれ、万博に関する様々なニュースやイベントの情報であふれております。本町におきましても、大阪ウィークなどのイベントに参加させていただく予定としておりまして、町の魅力を世界に発信する絶好のチャンスとなりますので、本町一丸となって取り組んでまいりた

いと思います。

また、大阪府では、2025大阪・関西万博において運行される自動運転バスを万博後に南河内で活用する取組が進められておりますが、3月29日に、未来の技術が体験できる「～南河内の未来に向けて～新モビFESTA自動運転バス体験試乗会」が本町域内の太子・和みの広場、そのほか河南町域内2か所で開催をされます。更に、和みの広場では、「SAKURAでマルシェ」が同時開催され、様々なブースも出展する予定としております。議員の皆様におかれましても、ぜひ足を運んでいただければと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後になりますが、朝夕はまだ肌寒い日があるものの、日増しに暖かくなり、春の訪れを感じられる季節となりました。議員の皆様におかれましては、新年度にかけて公私ともに何かとお忙しい時期かと存じますが、健康には十分ご留意いただき、引き続き本町の発展のためご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（森田忠彦君） 2月28日に開会して以来、本日までの22日間、提出されました議案につきまして慎重にご審議をいただき、厚くお礼申し上げます。

理事者各位におかれましては、本会議あるいは委員会における各議員からの指摘並びに意見を尊重していただき、事務執行に反映されますよう要望いたします。

それでは、これをもちまして、令和7年第1回太子町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでございました。これにて散会といたします。

（午後 0時02分 閉会）

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容の正確なものであることを証明するため、ここに署名する。

太子町議会議長 森 田 忠 彦

太子町議会議員 早 瀬 和 信

太子町議会議員 濱 地 知 英